



越前海岸の水仙畑 上岬の文化的景観

保存活用計画

令和2年7月
越前町



越前海岸の水仙畑
上岬の文化的景観
保存活用計画

令和2年7月

越 前 町

< 目 次 >

1. 計画策定の経緯と目的.....	1
1-1. 計画策定の経緯.....	1
1-2. 計画の目的.....	2
1-3. 計画の位置づけ.....	2
1-4. 検討体制.....	3
2. 文化的景観の概要.....	4
2-1. 位置及び範囲.....	4
2-2. 文化的景観の特性.....	6
2-3. 文化的景観の本質的な価値.....	10
3. 保存及び活用に関する基本方針.....	11
3-1. 保存に関する基本方針.....	11
3-2. 活用に関する基本方針.....	12
3-3. 運営体制に関する基本方針.....	13
4. 保存に配慮した土地利用に関する方針.....	14
4-1. 土地利用の方針.....	14
4-2. 行為規制の方針.....	22
5. 活用に関する方針.....	28
5-1. 活用の考え方.....	28
5-2. 水仙栽培の継続・発展のための方針.....	28
5-3. 魅力発信・地域活性化のための方針.....	29
5-4. 修理等の方針.....	32
5-5. 防災に必要な施設整備の方針.....	33
6. 保存及び活用に必要な運営体制に関する方針.....	34
6-1. 運営体制の考え方.....	34
6-2. 関連組織とその役割.....	36
7. 重要な構成要素.....	37
7-1. 重要な構成要素.....	37
7-2. 重要な構成要素の保護の方針.....	38
7-3. 重要な構成要素「梨子ヶ平集落」「血ヶ平集落」の保存方針.....	42
7-4. 重要な構成要素の個表.....	44
参考資料.....	62

1. 計画策定の経緯と目的

1-1. 計画策定の経緯

越前町上岬地区では、冬になると越前海岸に面した斜面一帯に水仙の花が咲き誇る。水仙はヒガンバナ科のニホンズイセンで、越前海岸は千葉県の房総半島、兵庫県の淡路島と共にニホンズイセン三大群生地の一つとされ、当地の水仙は「越前水仙」のブランド名で知られている。越前海岸における水仙の栽培面積は70haを超え、日本一の広さを誇る。雪国の北陸にありながら、水仙栽培に適しているのは、温かい対馬海流と強い海風によって雪が積もりにくく、また土地の水はけが良いからとされている。

古く室町時代には将軍家に献上されたとされる水仙は、近代以降、この地域の人々の冬の生業となり、その栽培面積は広まっていった。昭和29年(1954)には福井県花に選ばれ、昭和55年(1980)には旧越前町(現越前町)の町花に指定されるなど、福井を代表する花として多くの人に愛されている。また、その産地は旧越前町だけでなく、旧越廼村(現福井市)、旧河野村(現南越前町)に至る越前海岸一帯の広い範囲に分布しており、各地区の重要な生業、観光資源として育まれてきた。

これら水仙を含む越前海岸の景観保全の動きは、昭和43年(1968)、越前加賀海岸国定公園に指定されたことが大きな画期となる。水仙群生地は大部分が国定公園の特別地域に含まれており、自然景観としての保護が図られるようになった。

文化的景観としての取組は、文化庁が平成12年度(2000)から平成15年度(2003)にかけて実施した「農林水産業に関する文化的景観の保護に関する調査研究」に始まる。その中で選択された文化的景観に該当する重要地域の一つとして、福井県からは「越廼村の水仙畑」が選ばれた。また、福井県では平成23年(2011)に福井の美しい景観を県内外に発信し、ふるさとへの誇りと愛着の醸成を図るとともに、県民の財産である景観を守り育てていくことを目的に「福井ふるさと百景」を選定し、その一景に「馥郁たる香り 越前水仙」として水仙畑の景観が選ばれている。

福井県では、重要文化的景観の選定による水仙畑の保存と活用を目指し、福井市・越前町・南越前町と協力して、平成28年度(2016)から平成30年度(2018)にかけて水仙畑に係る保存調査を実施し、「福井県文化的景観保存調査有識者検討会」を設置して議論を行い、平成30年度末に「福井県文化的景観保存調査報告書」を刊行した。

1-2. 計画の目的

「越前海岸水仙畑 上岬の文化的景観」は、平地が少なく厳しい地形の中、稲作中心の農業を転換し、水仙を副業として生業に取り入れてきた農村の特徴が現れた文化的景観である。景観の核となっている水仙は、水仙畑の拡大とともに当地の特産品となり、越前町はもちろんのこと、福井県の観光とまちづくりのシンボルとしても欠かすことのできないものとなっている。

一方で近年は、人口減少や少子高齢化、空き家の増加、獣害、自然災害などの課題が顕在化しており、水仙栽培の継承に向けた担い手の不足が深刻化している。

本計画の目的は、地域住民と越前町との協働、福井県、福井市及び南越前町との連携・協力によって「越前海岸の水仙畑 上岬の文化的景観」を含む「越前海岸の水仙畑の文化的景観」の本質的価値を将来にわたって継承し、その歴史的な資源を活かした地域づくりを推進することである。本計画では、その方向性を示して地域の内外に発信・共有するとともに、新たな人的交流や経済活動の活性化を促すことで、文化的景観の保護のみならず、持続可能な地域社会の実現を目指していく。

1-3. 計画の位置づけ

越前町では町政の方向性を定め、全ての政策・施策の指針となる総合計画を定めている。現行の「第二次越前町総合振興計画」（計画期間：平成28年（2016）～令和7年（2025））で文化的景観に関するものとしては、「地域資源と共生する産業の振興」「まちの魅力となる地域資源の保存と継承」「観光地としての新たな魅力向上」の項目があり、水仙の出荷量の確保、新たな担い手の育成、自然環境の保全、特産品の販路拡大、情報発信などの施策の展開方針を示している。本計画は、上位計画である越前町総合振興計画との整合性を図って策定するとともに、関係部局と連携しながらその運用を行う。

また、福井県では、平成29年（2017）3月に広域景観の形成を誘導するプロセスを示した「福井ふるさと広域景観ガイドライン」を策定し、「越前海岸の水仙畑と農村景観」を「越前海岸景観軸」に位置付けている。良好な広域景観の形成に向け、福井県、福井市、南越前町との連携を十分に図りながら本計画を運用していく。

1-4. 検討体制

「文化的景観保存活用計画策定委員会」を設置し、有識者や地元の水仙農家などの協力を得るとともに、福井県や福井市、南越前町との連携を図りながら、計画を検討した。

また、地域住民とは、地元説明会・意見交換会をとおして文化的景観への理解と意識を高めた。

委員会の構成やオブザーバー、事務局は下記のとおりである。

表 1-1 文化的景観保存活用計画策定委員会 委員

区分	委員名	所属・職名
	大下 元幸	河野水仙出荷組合 組合長
副会長	多米 淑人	福井工業大学 教授
	仁科 章	元福井県歴史博物館 館長
	野嶋 慎二	福井大学 教授
会長	丸山 宏	名城大学 教授
	宮本 修	越前町すいせん部会 会長
	山本 正男	こしの水仙部会 会長
	吉岡 俊人	福井県立大学 教授

オブザーバー	永井 ふみ	文化庁 文部科学技官
	〔福井市〕	都市整備課、越廼総合支所、おもてなし観光推進課、園芸センター
	〔越前町〕	地域創生室、文化歴史館、商工観光課、農林水産課、定住促進課
	〔南越前町〕	観光まちづくり課、農林水産課、河野事務所
	〔福井県〕	教育庁生涯学習・文化財課、交流文化部文化課
事務局	〔福井市〕	文化財保護課
	〔越前町〕	地域創生室
	〔南越前町〕	教育委員会事務局
	〔受託業者〕	(株) 日本海コンサルタント

(委員名は 50 音順、敬称略)

2. 文化的景観の概要

2-1. 位置及び範囲

本計画が対象とする範囲は、福井県越前町上岬地区の梨子ヶ平・左右・血ヶ平全域とする。重要文化的景観の選定申出範囲はその全域である（面積：603.4ha）。



図 2-1 計画対象範囲（越前海岸地域）

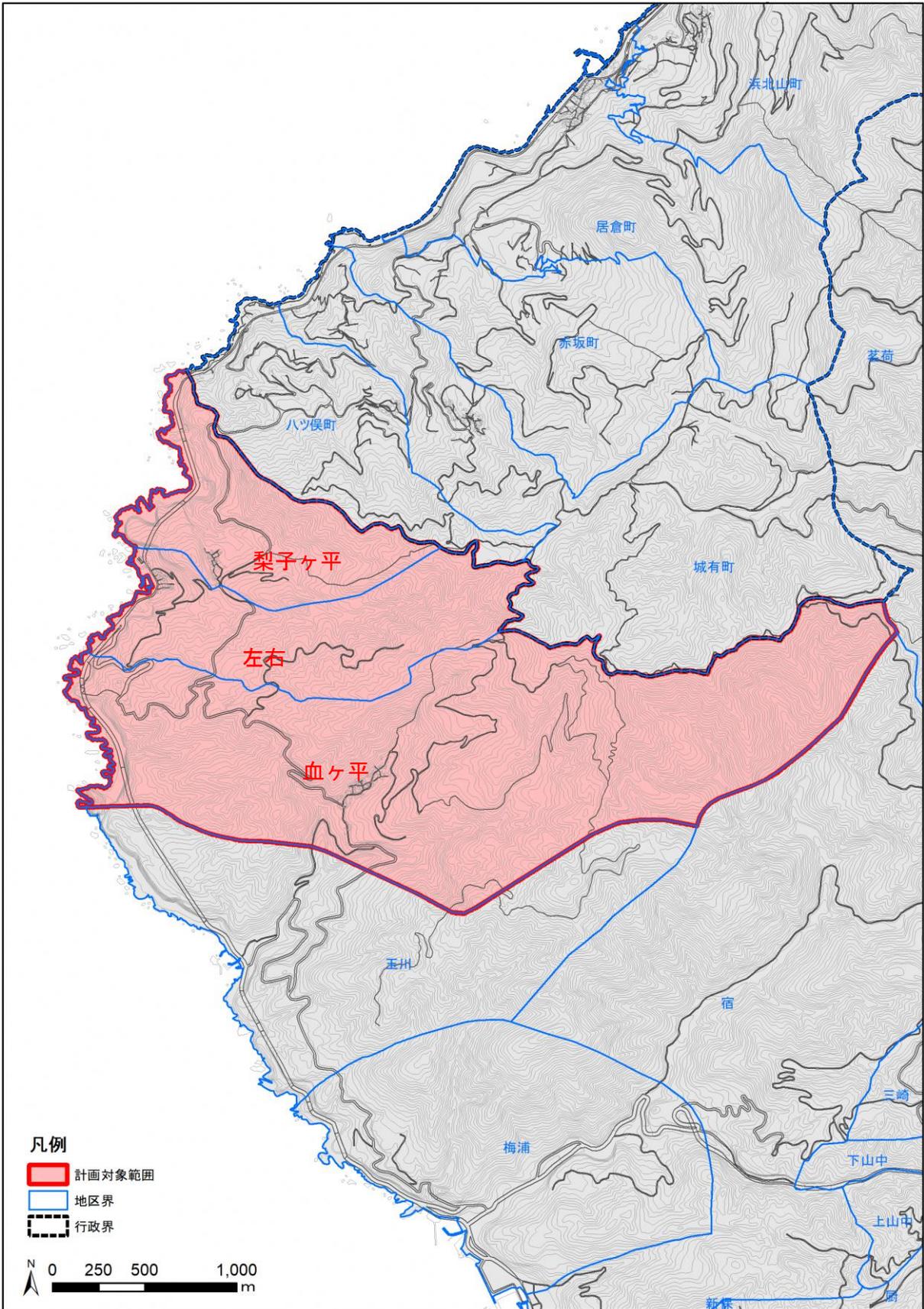


図 2-2 計画対象範囲（梨子ヶ平・左右・血ヶ平）

2-2. 文化的景観の特性

1) 自然的特性

(1) 丹生山地が越前海岸に迫る急峻な斜面地形

越前海岸は、越前岬を西端に日本海へ突き出す海岸段丘地形である。

東には標高 200～600mほどの丹生山地が迫り、分水嶺が海岸寄りにあるため、わずかな段丘面や海岸周辺以外には急峻な斜面地が広がり、短く急勾配の河川が谷間を流れている。

越前町上岬地区は、越前岬の中央部に位置し、その西側には呼鳥門や鳥糞岩をはじめとした奇岩断崖が連なる海岸線をもち、東側には丹生山地が接している。

平地部はごくわずかであり、沿岸部及び海岸部から丹生山地へと続く高台の限られた平地に集落が形成されているのが特徴で、梨子ヶ平の集落は鳥糞岩から続く高台の平地に形成され、左右の集落は断崖に囲まれた沿岸部に位置する。血ヶ平の集落は山間の谷筋に形成されている。

(2) 水仙栽培に適した気候と地質

越前海岸は、対馬海流の影響を受け、県内でも比較的温暖で降雪量も少なく、照葉樹林帯の北限に当たる。また、表土が薄く、火成岩・堆積岩などからなる水はけの良い地質である。このような環境がニホンズイセンの生育に適しており、地域内での自生及び栽培につながっている。



図 2-3 呼鳥門



図 2-4 海岸から鳥糞岩への眺望

2) 歴史的特性

(1) 農業・漁業を中心とした複数の生業

上岬地区は越前町の北部に位置し、海岸部は海食洞穴が多く、人々は製塩や漁撈を営んで生活していたと考えられている。また、山中には滝が多く、白山信仰の祖といわれる泰澄和尚の修行地の一つでもあった。

左右集落では、古くから漁港が開かれ、平安時代には塩づくりが行われ、ワカメとともに年貢として納められたという記録が残されており、現在も4月～6月にかけてワカメ漁が行われている。

一方、山間に位置する梨子ヶ平集落は、戦いに敗れた平家の落人が隠れ住んだとされ、山間部の平坦な地に人々が住み着いてきたが、平坦な農地が少ないため、江戸時代に米の自給自足を目指して水田開発が行われ、千枚田と呼ばれる棚田がつけられた。斜面地には、

耕作地を生み出すために石積みした棚田が今も多く残る。

同じく、山間に位置する血ヶ平集落も平家の落武者が集落してきたのが始まりとされ、海岸道路が整備されるまでは越前町梅浦に繋がる交通の要衝として栄えた。古い時代に創建された寺が今も残されている。

この周辺を主な生育地とする水仙が文書に登場するのは、享保 10 年 (1725) のことで、新保浦庄屋嘉左衛門が村役人を使い、福井藩の担当郡奉行の役宅へ水仙を持たせたという記録が残っている。

(2) 近代以降の水仙の特産化

大正期には水仙の出荷を開始し、昭和 30 年代からは本格的に稲作から水仙畑への転換が行われた。

昭和 33 年 (1958) から昭和 34 年 (1959) にかけて海岸道路が開通、昭和 49 年 (1974) には血ヶ平と梨子ヶ平を結ぶ観光道路から越前岬灯台へ続く遊歩道が完成し、水仙畑を見渡せる展望台を設置した。

平成 4 年 (1992) には越前岬水仙ランドがオープンし、平成 11 年 (1999) に梨子ヶ平の千枚田が「日本の棚田百選」に選出されたことで、観光客に対する周遊ルートが形成され、近年は、水仙栽培と観光誘客の施策は、相互に作用する効果を生み出している。

(3) 上岬地区の沿革

上岬地区は、明治 22 年 (1889) に町村制が施行され、今回の計画対象範囲である梨子ヶ平村、左右浦、血ヶ平村に玉川浦を加えた 4 集落で「丹生郡上岬村」として発足した。

その後、合併により上岬村がなくなった後も 4 集落を学区とする「上岬小学校」が昭和 56 年 (1981) まで存続し、その繋がりには「上岬」の名称のもとに今も息づいている。

梨子ヶ平、左右、血ヶ平集落は互いに水仙畑の位置が近く、共同して水仙栽培に取り組んでおり、玉川集落も現在は水仙農家が存在しないが、水仙の振興を上岬地区共通の課題として捉えている。

平成 26 年度 (2014) には、4 集落で「上岬地区を良くする会」が発足し、水仙栽培の振興を含めた地域の活性化について、継続して一体的な取組が行われている。

3) 生活・生業の特性

(1) 地域の特性を活かした産業と水仙栽培

上岬地区では、急斜面に広大な面積にわたって水仙畑が広がっており、梨子ヶ平及び血ヶ平の集落は水仙畑付近に位置している。また、左右集落では、水仙畑を背に、海岸沿いのわずかな平地に建ち並ぶ住宅と漁港が一体となった農漁村景観を形成している。

山腹に位置する梨子ヶ平集落は主に稲作、血ヶ平集落は主に林業で栄えていた。一方、海岸に立地する左右集落は古くから半農半漁の集落であり、現在も自営業や会社勤めなどの兼業で生活している。春のワカメ漁や夏のサザエ漁などのほか、戦前はグラジオラスなどの花卉、アブラガリの栽培や養蚕を行っている家も多かった。

このような経緯を踏まえ、福井県内でも比較的温暖な気候で、積雪量も少なく、水はけの良い土壌が水仙の栽培に適していた立地特性に合わせて、次第に水仙栽培が広がっていった。

梨子ヶ平集落では、大正期に自生する水仙を採集させ、名古屋の生花市場に出荷したころから、山の斜面の荒地に自生の水仙を移植して栽培するようになった。昭和30年代ごろからは米の需要が減ったことから千枚田は順次水仙畑に転用された。この水仙畑は、梨子ヶ平の石切り場の石を使った石積みや石積みと土坡を併用した棚田となっており、この土地で生活する上での工夫や知恵が現れた特徴的な景観となっている。また、血ヶ平集落は、昭和30年（1955）から50年代までは盛んに造林されていたが、木材価格の低迷もあり次第に林業の規模が縮小していくとともに、水田が水仙畑に転換されていった。

左右集落では戦前から水仙を個人で出荷している家もあったが、戦後、桑畑や野菜畑などが水仙畑に転換され、水仙栽培が拡大していった。

（2）斜面地形の少ない平坦地に形成された集落

集落の特徴としては、梨子ヶ平には、切妻屋根で銀鼠色の越前瓦の特徴を有する福井県の伝統的かつ典型的な農家住宅が群として残り、その中には水仙農家の所有のものが多く含まれ、伝統的な農家集落の風情を醸し出している。また、高低差のある谷筋に位置する血ヶ平集落においても、同様の特徴が見られるとともに、限られた敷地を有効に活用するため、敷地の擁壁などに石積みが多く確認できる。

一方、海に面した左右集落では切妻の全面板張りまたは入母屋の縦板張りの住宅が多いことが特徴である。



図 2-5 左右漁港でのワカメの天日干し



図 2-6 水仙を手押し車に載せて運ぶ様子

提供：梨子ヶ平 和田恵美子氏



図 2-7 水仙畑の石積み（梨子ヶ平）



図 2-8 越前岬灯台や水仙の館を一望する眺め



図 2-9 千枚田水仙園と山並みの眺望

2-3. 文化的景観の本質的な価値

＜越前海岸の水仙畑 上岬の文化的景観＞

「越前海岸の水仙畑の文化的景観」は、日本海に面し、対馬海流の影響を受ける比較的温暖な丹生山地西麓の急傾斜地帯において、冬の副業の一つであった水仙栽培を、地域の代表的な生業へと発展させてきた過程を捉えることができる農村景観である。海に面し広い山林を有する集落においては、海際や山間の谷筋などのわずかな緩傾斜地に居住地が築かれ、その立地特性に応じて稲作を中心とする農業に加え林業・漁業、様々な副業が営まれてきた。当地に自生していた水仙の栽培は、海際の水稲耕作に不適な傾斜地で行われていたが、近代以降の交通網の整備により産業化が促され、他の生業・副業の衰退、戦後の減反政策、水仙の特産品化や観光資源としての活用等を受け、棚田・畑・山林を転作し推し進められた。こうして、海食崖や岩石海岸が雄々しい海岸沿いに、一面の水仙畑が広がる壮観な景観が形成された。

その中でも、越前岬を含む「越前海岸の水仙畑の文化的景観」は、林業や里山として利用された山林に囲まれた山腹の谷筋の梨子ヶ平及び血ヶ平集落、海食崖に囲まれた半農半漁の左右集落からなり、それぞれの集落周辺の傾斜地や棚田に開かれた水仙畑を有する集落の構造を顕著に示すものである。各集落の栽培地が連担し、全体として海岸から山腹に至る広がりをもつ水仙畑が特徴である。



図 2-10 梨子ヶ平集落と千枚田水仙園

3. 保存及び活用に関する基本方針

3-1. 保存に関する基本方針

計画対象範囲は、岩礁や海食崖が連なる海岸線をもち、海岸部のごくわずかな平地部や海岸段丘上に集落や農地が展開し、その背後には丹生山地が接しており、冬場に咲く越前水仙と日本海や集落、山林が一体となった美しい景観を形成している。福井県を代表するこの景観を保存・継承するための基本方針を示し、住民と行政、関係団体が連携・協力してこれに努めることとする。

1) 住民と行政の連携による水仙畑の景観の維持・拡大

水仙が群れ咲く景観を地域のかげがえのない共有財産として認識し、住民や水仙農家だけでなく、行政や関係団体が積極的に協力して、水仙畑の景観の維持・発展に取り組む。

2) まとまりのある土地利用の継続

文化的景観を「農用地区域」「集落区域」「海岸区域」「山林区域」の4つの景観単位に区分し、それぞれの景観単位の特徴に応じた土地利用を継続する。特に農用地区域は、水仙畑の維持・拡大を目指すとともに、集落区域は居住地として住み続けられるよう、交流や定住促進を進める。

3) 生業の変遷や集落の歴史を伝える構成要素の保存・活用

社寺、稲作や水仙栽培に用いられた河川、棚田で稲作が行われていた時代の石積みなどを重要な構成要素として保存・活用し、生業の変遷や集落の歴史を後世に伝えていく。

3-2. 活用に関する基本方針

文化的景観の保存管理を適切に行うとともに、今後も当地域での水仙栽培と生活が継続できるよう、将来への展望が開けるような、積極的な活用を図るものとする。

1) 水仙栽培の継続・発展のための支援

計画対象範囲では、過疎化や少子高齢化の進行により、住民の減少や空き家の増加、農林水産業の担い手不足などの課題の解決が急がれている。文化的景観の価値を伝える根幹である水仙産業の振興を最優先の課題として、水仙生産の支援、獣害対策の支援、今後の担い手の育成を行う。

2) 交流・滞在を促す魅力発信

文化的景観の認知度を町内外に拡充するため、案内看板、語り部の育成等の受入体制を確立し、観光関係団体による誘客活動と各種PRを行う。

それらの実績を踏まえて回遊に必要となるビジターセンター等の整備を行う。来訪者が地域に滞在し、住民との交流の中で、水仙栽培・流通など、当地の生業・生活を体験する体験型・滞在型の交流を重ねることにより、ファンや応援者を増やし、さらには、空き家を活用して移住者・定住者を集落に呼び込む。

3) 統一感のある集落景観の維持

生活の拠点となる集落区域については、修理等の方針を示し、現在の統一感ある農村景観を維持しながら修理を推進する。また、自然災害等に対応するため、地域防災計画に則り必要な施設整備を検討する。

3-3. 運営体制に関する基本方針

持続的な文化的景観の保存・活用にあたっては、住民と行政、関係団体との連携、協力体制の構築が不可欠である。

1) 地域住民との連携・協力

本計画で示す文化的景観の保存に関する土地利用の基準について、地域住民と文化的景観担当部局とで連携・協力し、集落で一体となって意識啓発していく。

文化的景観の価値を守り発展的に活用していくために、来訪者や関係団体と地域内外の連携を行う。行政はそうした取組に対して各種支援に努めていく。

2) 庁内での連携

文化的景観の保護制度の担当窓口を一本化し、事務の煩雑化を防ぐ。

また、担当部局は、まちづくり部局、観光部局、農林水産部局などの庁内の関係部局と定期的に連絡会議などを開催して、綿密な情報共有及び役割分担並びに政策的な連携を図る。

3) 福井県、福井市及び南越前町との連携・協力

文化的景観「越前海岸の水仙畑と農村景観」として本質的価値を共有する福井市、南越前町、水仙を県花とする福井県と連携協議会を設立して連携・協力をを行い、越前海岸全体としての一体的な保存・活用に関する取組を推進する。

4) 委員会の設置

「(仮称)越前町文化的景観保存活用委員会」を設置し、関係者による価値の共有化、情報収集を行うとともに、保存・活用の課題について定期的に検証・再検討して、本計画の推進を図る。

4. 保存に配慮した土地利用に関する方針

4-1. 土地利用の方針

梨子ヶ平・左右・血ヶ平の集落の立地特性は、海岸段丘や丹生山地の山腹に立地し、主な水仙畑が集落に近接していることである。当地の文化的景観を保存するためには、水仙畑と集落、海岸の景観を一体的に保全していく必要がある。

本計画では、文化的景観を保存調査で明らかにした「農用地区域」「集落区域」「海岸区域」「山林区域」の4つの景観単位に区分し、それぞれについて文化的景観の本質的価値を構成する特徴を挙げ、その土地利用の方針を示す。

1) 農用地区域

(1) 特徴

- ・ 集落周辺や海岸部の斜面地、「日本の棚田百選」にも選定される棚田状の水仙畑でも水仙（ニホンズイセン）を栽培し出荷している。
- ・ 御堂の中に海上安全を祈願して祀られた女性の石像や、水の信仰を伝える石像が祀られている。
- ・ 斜面地に築かれた棚田などには石積みが見られ、耕作に不利な自然地形を改変し、最大限に利用した特徴的な景観を形成している。
- ・ 水仙栽培の棚田オーナーで使用する棚田水仙館や越前水仙の集出荷拠点など、水仙栽培を継続させるための施設が点在している。
- ・ 梨子ヶ平地区に点在するサンゴジュの木は、水仙畑を維持するうえで、日除け、風除けとして機能している。
- ・ 水仙の栽培・収穫のための作業道の一部は、観賞用の遊歩道として整備されている。
- ・ 水仙ランド内の越前岬の断崖上にそびえる灯台があり、ランドマークとなっている。
- ・ 梨子ヶ平川など、かつては水田や畑を潤すために用いられた河川が流れる。

(2) 土地利用の方針

景観構成要素	土地利用の方針
農地	<ul style="list-style-type: none"> ・農地としての維持保全に努める。 ・斜面地の水仙畑においては、現状の立地を維持した水仙（ニホンズイセン）の露地栽培の継続に努める。 ・棚田跡の耕地においては、基本的に現在行われている水仙（ニホンズイセン）の露地栽培の継続に努める。なお、その他の農作物への転作は妨げないものとする。 ・棚田跡の区画は、基本的に現在の形状を保存するように努める。 ・水仙をシカ・イノシシによる獣害から守るため、景観に配慮しながら防護柵の設置を行う。 ・遊休農地については草刈り等を行い、水仙畑としての修景に努める。 ・石積みの修繕にあたっては、既存の位置や高さを基本とし、石材等を再利用するよう努めるが、十分な強度を有し、簡易に行える工法を検討する。 ・日除け、風除けのための樹木の伐採は必要最小限とし、農作物が形成する景観を維持することが望ましい。
水仙栽培 関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観に配慮し、維持管理に努める。
遊歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・遊歩道は基本的に現状の位置で適切に維持管理を行うこととするが、新たに設ける場合は、安全性と作業効率を考慮して決定すること。
記念物	<ul style="list-style-type: none"> ・保存と修理にあたっては、基本的に現状の位置や高さ、石材構築方法等を踏襲した形で行う。

2) 集落区域

(1) 特徴

- ・切妻屋根で銀鼠色の越前瓦の特徴を有する福井県の伝統的かつ典型的な農家住宅が群として残っている。
- ・集落内には擁壁として石積みが見られ、斜面地に立地する集落の特徴的な景観となっている。
- ・集落内の川に水仙などの洗浄にも利用できる洗い場が存在している。
- ・地域の信仰に関する行事が受け継がれる社寺が集落ごとに点在する。特に血ヶ平集落においては、社寺が複数存在する。
- ・梨子ヶ平川など、かつては水田や畑を潤すために用いられた河川が流れる。

(2) 土地利用の方針

景観構成要素	土地利用の方針
集落	<ul style="list-style-type: none">・家屋等の新・増・改築を行う際は、周囲の家並みに調和するよう努める。・前庭等の空間をもつ家屋は、新築時その空間の維持に努める。・石積みの修繕にあたっては、既存の位置や高さを基本とし、石材等を再利用することが望ましい。地形に沿った施工とし、周囲の石積みとの調和に努める。・洗い場は現状を維持しつつ、修理を行う場合は景観に配慮した材料、工法を検討する。・土地の形質の変更は必要最小限になるよう努める。
神社仏閣・信仰に関するもの	<ul style="list-style-type: none">・適切な維持管理を行う。・建築物の修繕等を行う場合は従来と同様の伝統的な建築様式になるよう努める。・地域で継承されてきた年中行事・祭礼は、地域の生活や習俗の歴史を強く現す要素であるため、行事と合わせてその空間の保存に努める。・石仏・石塔などは移動することなく現状を維持する。

3) 海岸区域

(1) 特徴

- ・日本海の荒波や風が造り上げた断崖地形であり、越前海岸の特徴的な景観の一つとなっている。
- ・ワカメ漁やサザエ漁など海辺の生業を支え、集落と海をつなぐ景観を形成している。

(2) 土地利用の方針

景観構成要素	土地利用の方針
信仰に関するもの	・周囲の景観に配慮し、維持管理に努める。
海岸地形	・岩礁については自然公園として保全されており、今後も現状維持を基本とする。
漁港等漁業関連施設	・周囲の景観に配慮し、維持管理に努める。

4) 山林区域

(1) 特徴

- ・山林は、昔は薪炭材やアブラギリ、ミツマタなどを伐採・採集する生活・生業の重要な基盤の一つであったが、現在は一部で杉の植林が行われている。

(2) 土地利用の方針

景観構成要素	土地利用の方針
山林	・自然公園及び保安林として保全されており、今後も現状維持を基本とする。 ・植林地は樹木の性質を踏まえ、状況に応じた間伐等の適切な維持管理に努める。

5) 各区域に共通する構成要素

(1) 特徴

- ・梨子ヶ平川、玉川川が農用地や集落を通り、日本海へと注いでいる。かつては農業や生活の用水として欠かせない存在であった。

(2) 土地利用の方針

景観構成要素	土地利用の方針
河川	・既存の流路の維持に努める。 ・護岸工事を行う場合は、農村景観に配慮した材料・工法を検討する。

6) 各区域に共通する構成要素以外の土地利用の方針

要素		土地利用の方針
公共施設、 観光・商業施設		<ul style="list-style-type: none"> 改修等の実施にあたっては、周囲の景観との調和に努める。
工作物		<ul style="list-style-type: none"> 景観の連続性を阻害しているものは、修景に努める。
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> 自動販売機を設置する場合は落ち着いた色とするか、周囲の景観に調和した色彩となるよう工夫する。
屋外広告物等		<ul style="list-style-type: none"> 福井県屋外広告物条例の第1種禁止地域のため、一般広告物・案内広告物の設置はできない。 自家用広告物を設置する場合は、福井県屋外広告物条例の許可基準に則り許可を得て設置すること。また、その場合は周辺環境に調和した質の高いデザインとなるよう配慮する。
太陽光発電設備、 風力発電設備 その他これらに類するもの		<ul style="list-style-type: none"> 原則、太陽光発電設備は設置しない。 家庭用太陽光発電設備を設置する場合は地上設置を避け、道路や公共の場から容易に望見できない位置とし、周辺の環境と調和したものとする。 原則、風力発電設備は設置しない。
道路		<ul style="list-style-type: none"> 現状維持を基本とする。 景観に配慮したガードレールの設置・改修などの検討を行い、文化的景観への影響の軽減に努める。 改良・復旧工事などは、周囲の景観に配慮した工法を検討する。 既存の道路の美化・修景に加え、自然散策路の整備・充実を検討する。
駐車場、ごみ集積所等		<ul style="list-style-type: none"> 駐車場、ごみ集積所等は、形態・意匠、素材の工夫、周囲の緑化等により、地区の景観と調和するよう配慮する。

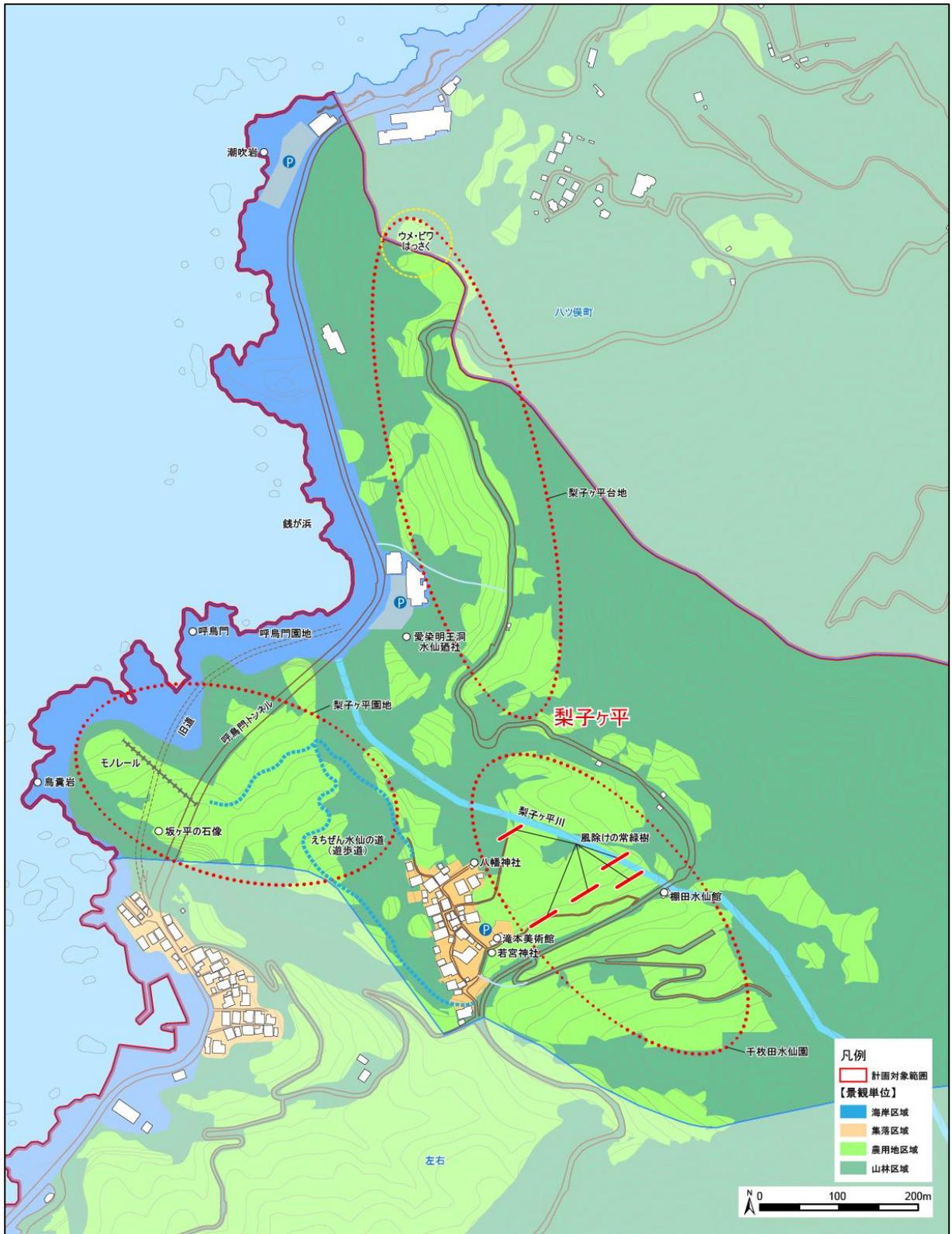


図 4-1 梨子ヶ平における景観単位の区域

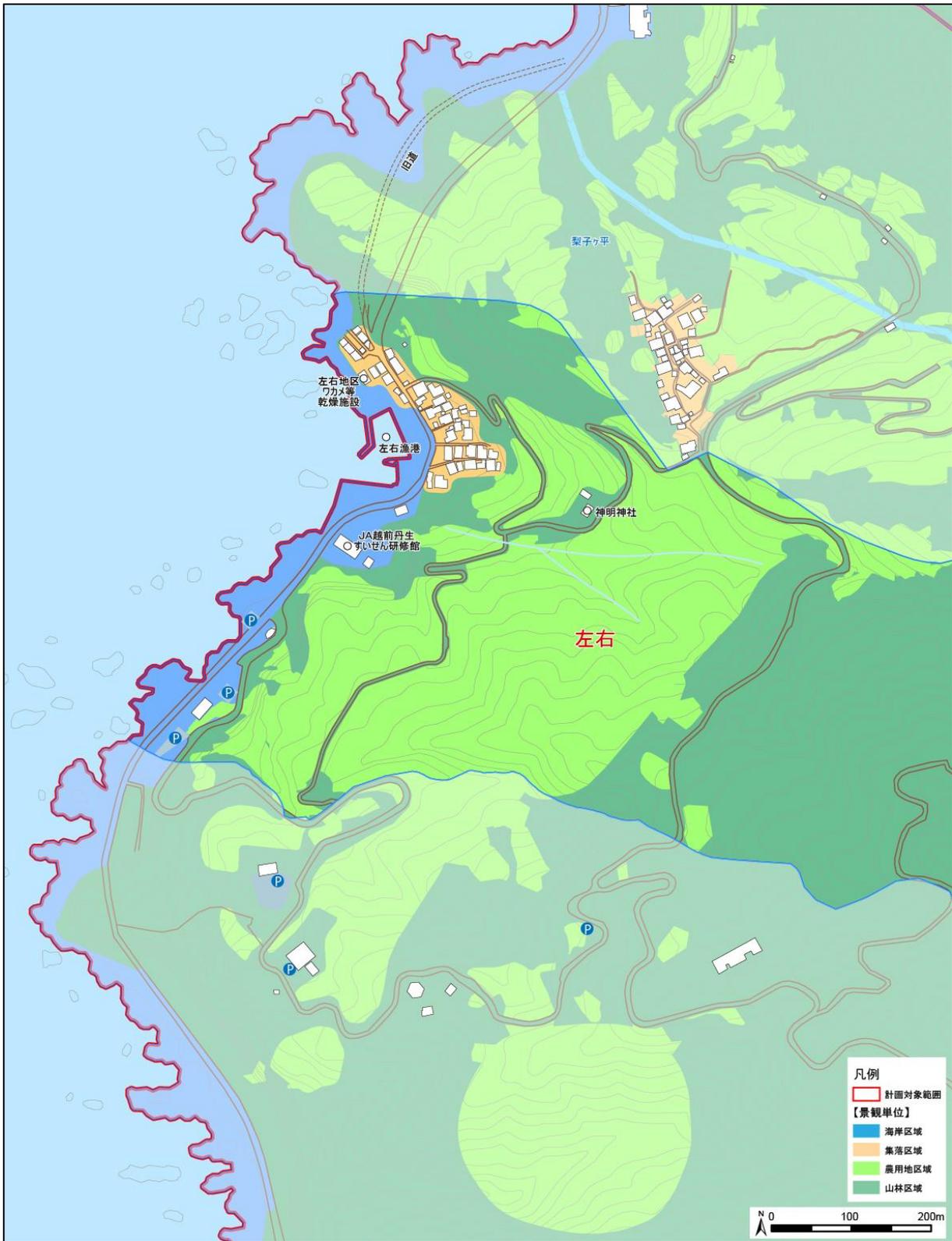


図 4-2 左右における景観単位の区域

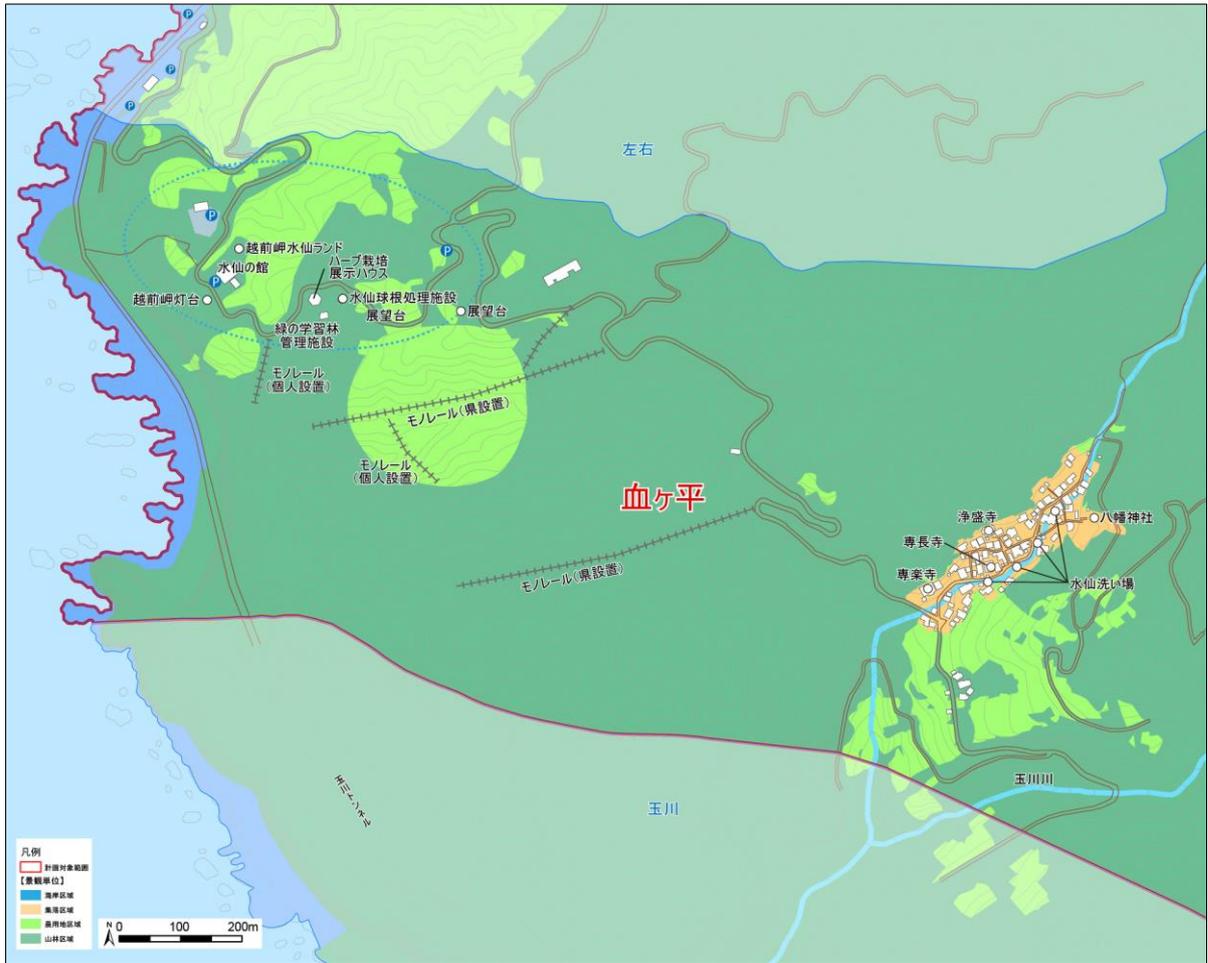


図 4-3 血ヶ平における景観単位の区域

4-2. 行為規制の方針

1) 既存法令による行為規制

計画対象範囲には、景観法や屋外広告物条例による行為規制のほかに、自然公園法や農業振興地域の整備に関する法律、農地法など、既存の法令及び条例による行為規制が適用される。

関係法令	対象範囲	許可・届出	行為規制の内容
自然公園法	特別保護地区・ 第1～3種特別地域	許可	・建築物、一般工作物、広告物、土地形状変更、木竹の伐採等には許可が必要
	普通地域	届出	・基準を超える建築物、一般工作物の新築等、広告物、土地形状変更には、届出が必要
景観法 (越前町景観条例)	景観計画区域	届出	・建築物の高さが10mを超え、又は延べ面積が300㎡を超える建築物の新築、改築若しくは移転又は増築には届出が必要など
屋外広告物法 (福井県屋外広告物条例)	第1種禁止地域	許可	・広告物等を表示し、又は設置する場合は許可が必要
農業振興地域の 整備に関する法律	農用地区域	許可	・農用地区域内の開発行為には、許可が必要
農地法	農地	許可	・農地転用及び農地転用をするための権利設定又は移転をする場合は許可が必要
道路法	国道・県道・ 市町道	許可	・電柱・広告塔などの設置を行う場合は許可が必要(道路占用許可)
河川法	河川区域	許可	・工作物の新設、改築又は除去、土地の現状変更等を行う場合は許可が必要
森林法	保安林	許可	・立木の伐採、土地の形質変更等を行う場合は許可が必要
	民有林	許可	・1haを超える開発の場合は許可が必要
届出		・立木を伐採する場合は届出が必要	
急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律	急傾斜地 崩壊危険区域	許可	・水の放流、切土、掘削、盛土、立木林の伐採、土石の採取又は集積、急傾斜地の崩壊を誘発する行為、急傾斜地の崩壊防止施設以外の工作物の新築・改良等を行う場合は許可が必要
砂防法	砂防指定地	許可	・建築物その他の工作物の新築、改築、増築、移転または除却には許可が必要など
地すべり等防止法	地すべり等 防止区域	許可	・ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で、政令で定めるものの新築又は改良には許可が必要など
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒 区域	許可	・開発行為を行う土地の区域内に建築を予定している建築物が住宅、社会福祉施設、学校及び医療施設である場合は許可が必要
漁港漁場整備法	左右漁港区域	許可	・水域または公開空地において工作物の建設・改良・土砂の採取、土地の掘削、盛土、汚水の放流、汚物の放棄、水面若しくは土地の一部の占用をする場合は許可が必要

関係法令	対象範囲	許可・届出	行為規制の内容
海岸法	海岸保全区域	許可	・土砂の採取、水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等の新築・改築、土地の掘削、盛土、切土などを行う場合は許可が必要
漁業法	漁場の区域	許可	・漁業権の設定を受ける場合は許可が必要
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地	届出	・土木事業等を目的として周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘調査をしようとする時は、文化庁長官へ届出が必要



图 4-4 指定文化財・屋外広告物規制地域・自然公園区域

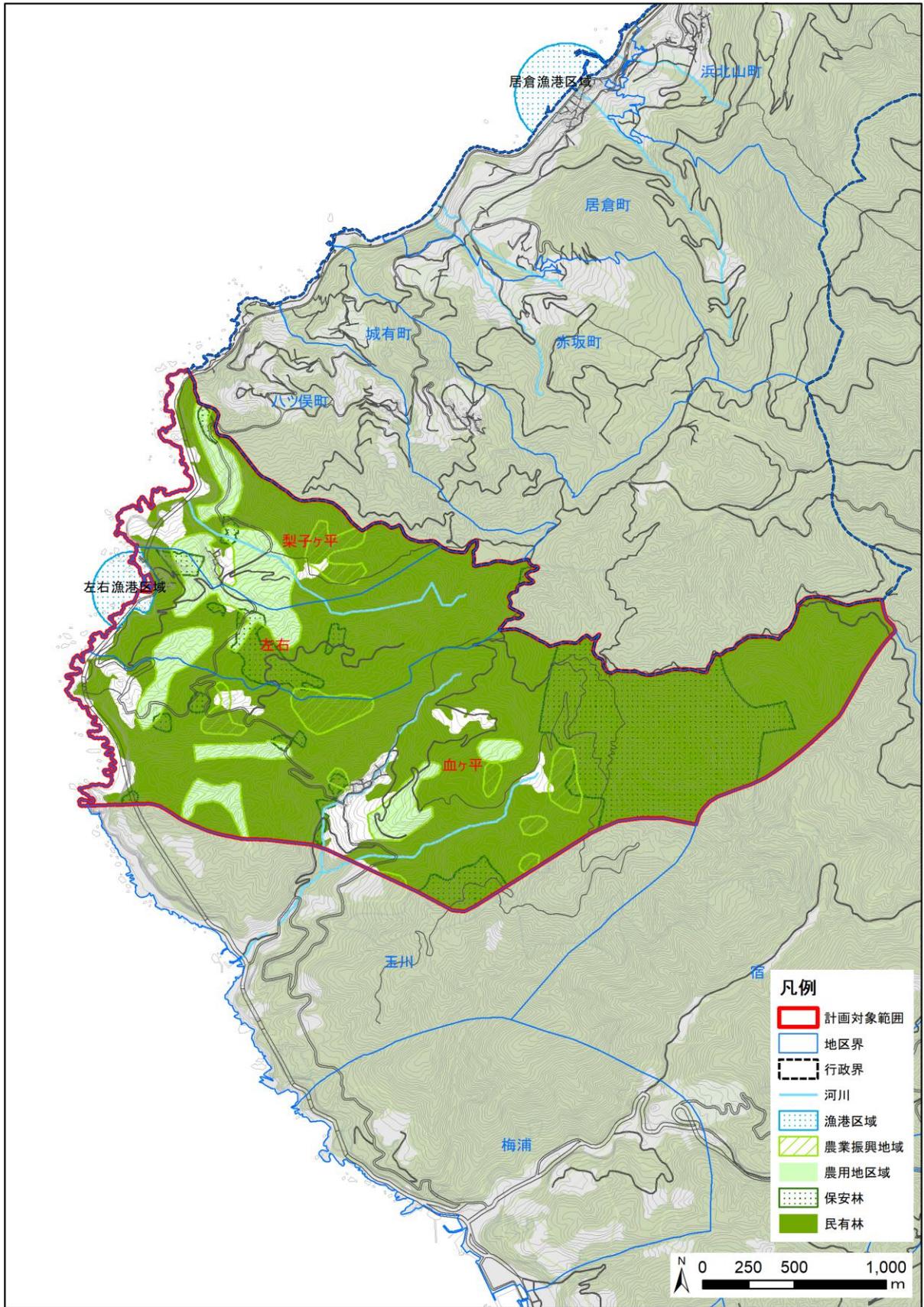


图 4-5 農業振興地域・農用地区域・保安林・民有林

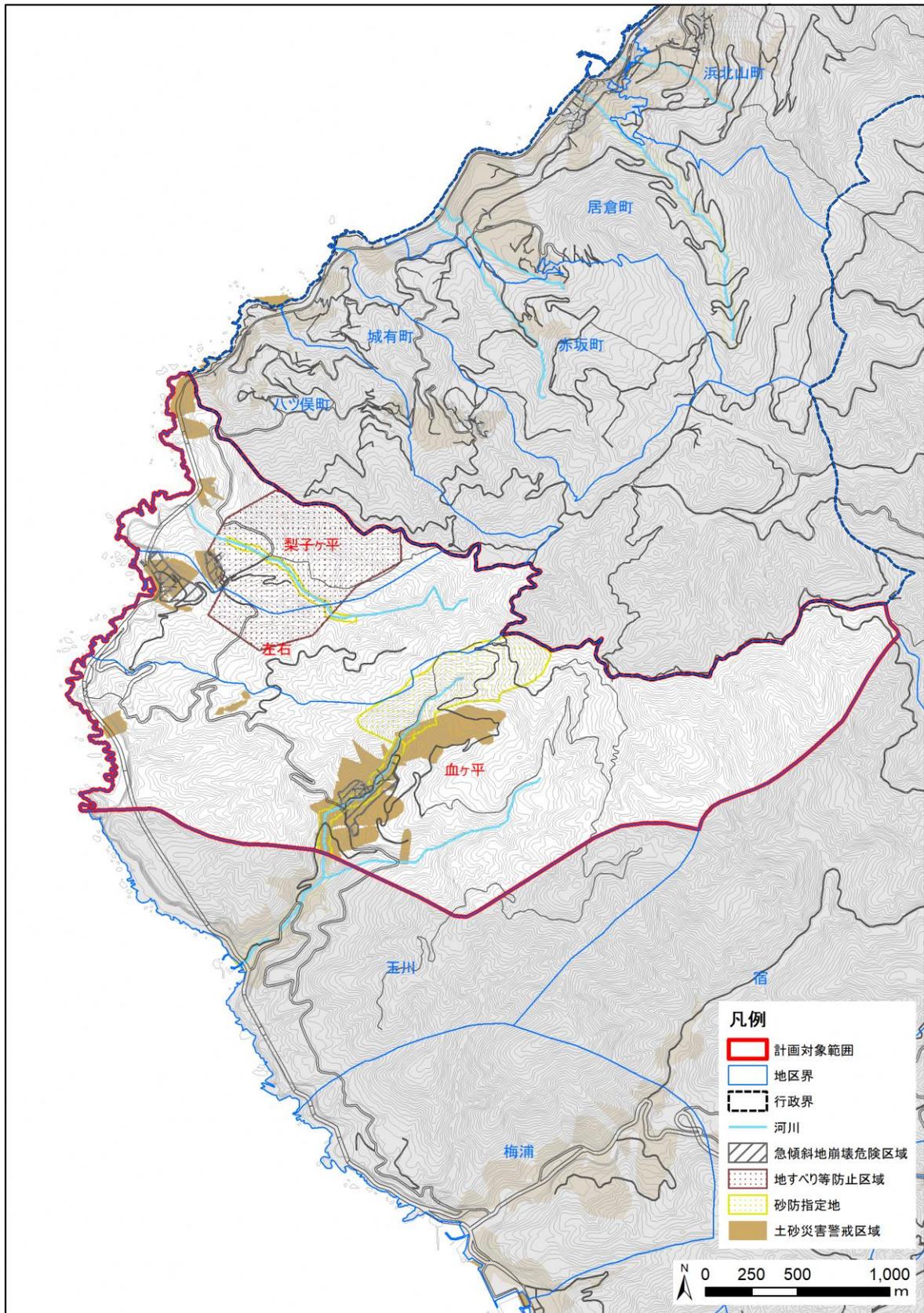


图 4-6 急傾斜地崩壊危険区域・地すべり等防止区域・砂防指定地・土砂災害警戒区域

2) 重要文化的景観の現状変更等の取扱基準

計画対象範囲内において、文化庁長官への届出が必要となる行為は、重要な構成要素の現状変更等である（平成 20 年 20 庁財第 148 号 各都道府県知事・各都道府県教育委員会・文化庁関係各独立行政法人の長あて文化庁文化財部長通知）。

なお、重要な構成要素については第 7 章に記載する。

(1) 届出が必要な行為

滅失又はき損（文化財保護法第 136 条）及び現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（文化財保護法第 139 条、以下「現状変更等」）がある場合には、事前に文化的景観担当部局と協議を行い、福井県や文化庁との調整や「(仮称) 越前町文化的景観保存活用委員会」での審議を踏まえ、文化庁長官に対して届出を行うものとする。届出の種類と提出期限は表 4-1 のとおりとする。ただし、表 4-2 に示す行為については届出を要しない。

重要な構成要素ごとの維持・保存する基準は第 7 章及び「重要な構成要素個票」に記載し、その運用については文化的景観担当部局が行う。

表 4-1 届出が必要な行為

届出の種類	届出が必要な行為	届出者	提出期限
滅失	重要な構成要素が焼失、流失等により滅失した場合	所有者等	滅失・き損を知った日から 10 日以内
き損	重要な構成要素が災害等により大きく破損した場合	所有者等	
現状変更等	<ul style="list-style-type: none"> 重要な構成要素の現状変更（物件の種別ごとに定める行為） 重要な構成要素以外の現状変更により、重要な構成要素の保存に影響を及ぼすと考えられる行為 	現状変更等しようとする者	現状変更等しようとする日の 30 日前まで

表 4-2 届出を要しない行為

届出の種類	届出を要しない行為
滅失	<ul style="list-style-type: none"> 重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない行為（平成 17 年文部科学省令第 10 号第 4 条に定められている範囲）
き損	
現状変更等	<ul style="list-style-type: none"> 維持の措置^{※1} 非常災害のために必要な応急措置 他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合 保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合

※1：平成 17 年文部科学省令第 10 号第 7 条で定める以下の行為

- ・文化的景観がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該文化的景観をその選定当時の原状に復するとき
- ・文化的景観がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するための応急の措置を執るとき
- ・文化的景観の一部がき損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき

5. 活用に関する方針

5-1. 活用の考え方

第3章で示す基本方針を踏まえ、水仙畑を中心とした文化的景観の価値を将来にわたり継承し、また地域の魅力を共有して広く伝えていくための取組を実施していく。そのために、「水仙栽培の継続・発展のための方針」「魅力発信・地域活性化のための方針」「修理等の方針」「防災に必要な施設整備の方針」の各項目を示し、文化的景観の活用を推進する。

5-2. 水仙栽培の継続・発展のための方針

1) 水仙栽培に対する支援

文化的景観の基盤となる水仙の産業振興を推進する。水仙栽培の産業に対する各種補助制度の充実の他、営農を今後も持続可能にする収益の向上を目的とする支援を行う。また、個人営農ではなく集団的に協力し合いながら維持管理していく体制の確立、安全で効率的な作業を行うための環境の整備を計画していく。

- ・水仙栽培の産業に関する各種補助制度の充実
- ・収益を向上させるための新たな商品の検討・開発
- ・中山間地域等直接支払制度による集団的な維持管理体制の継続
- ・モノレールや作業路の整備による効率性・安全性の向上



図 5-1 水仙を運搬するモノレール

2) 獣害対策への支援

近年被害が広がるシカ、イノシシの獣害対策となる効果的な防止柵や罾等の設置補助制度を活用するとともに、生態系を研究した新しい対策の検討や、有害鳥獣対策から生まれる新たな産業の創出による活性化の相乗効果を図る。

- ・獣害防止柵、罾等の設置補助制度の活用促進
- ・生態系を研究した新しい対策の検討（不嗜好性植物の栽培 など）
- ・有害鳥獣対策から生まれる新たな産業の創出（ジビエの産業化 など）



図 5-2 獣害防止柵

3) 体験的・実践的な学びをととした水仙栽培の担い手の育成

集落及び水仙栽培の担い手を維持し、地域経済を活性化するため、新規就農者の募集や育成を図るとともに、県内大学生や地域NPO団体と連携した新たな事業を検討し、担い手の確保、労働力の創出、若者の関心の強化に努めていく。また、町内の学校教育・地域コミュニティ活動に水仙畑をはじめとする農村での生活・生業に対する体験的な学びを取り入れることで、新たな水仙栽培の担い手の芽を育てていく。

- ・新規就農者の募集や育成
- ・県立丹生高等学校、県内大学生、地域NPO団体と連携した新たな事業（共同作業による労働力、若者の関心の強化 など）
- ・学校教育、地域コミュニティ活動をととして、担い手の芽を育成（課外授業、球根育成、華道教室等の事業開催 など）
- ・上記活動の拠点として、空き家を活用した交流・宿泊施設等の整備を検討



図 5-3 大学生への水仙栽培の講演

5-3. 魅力発信・地域活性化のための方針

1) 情報発信の体制確立

住民・観光客、5-2で示した学びを目的とした来訪者等が、現地で文化的景観や重要な構成要素についての情報を得るために、案内板や案内サイン等を設置していく。各種サインの設置にあたっては、サイン周囲の景観に配慮した色や形状、わかりやすい案内となるようにする。

また、来訪者に対して文化的景観の魅力を伝えるために語り部となる人材を育成していく。

◎案内板や案内サイン等の設置

- ・水仙の歴史（伝来など）を来訪者が知ることができる展示物
- ・文化的景観の魅力を伝えるために「越前かたりべの会」と協力し語り部を育成

※「◎」は福井市、越前町、南越前町の広域連携事業

2) 観光誘客の促進、各種PR

福井市、南越前町と連携して開催している「水仙まつり」等のイベントを文化的景観の魅力発信の場に活用するなど、周辺市町と広域的に連携したPR活動、その他の新たなPR活動に取り組む。

また、各観光関係団体と連携した誘客事業による来訪者に対して、文化的景観を回遊することで、住民と交流を図り、生活・生業を体験することができるようなルートマップの提供、バスツアー等を実施する。

PRにより認知度を上げ、イベントや誘客事業での体験型の観光をきっかけにして、滞在型の観光に訪れるリピーターや当地のファンの増加を目指し、将来的には、移住者や水仙栽培の従事者の増加につなげる。

・各観光関係団体と連携した誘客事業

- ◎文化的景観を回遊し、生活・生業の体験を提供するルートマップ（散策、サイクリング等）の提供、バスツアー等の実施
- ◎周辺市町と広域的に連携したPR活動
- ◎ローカルフォトプロジェクトの開催（地域の魅力をつくっている人の撮影・取材を行いながら地域の魅力を見つけ発信）



図 5-4 水仙まつりでの水仙無料配布



図 5-5 越前水仙バスツアー



図 5-6 越前海岸や水仙畑を望む撮影スポット



図 5-7 越前水仙発送式

※「◎」は福井市、越前町、南越前町の広域連携事業

3) 地域資源の回遊に必要な施設整備

来訪者が水仙畑や地域資源を回遊するために安全な歩行経路の確保、地域を快適に巡るためのトイレや休憩施設、景観の魅力を視覚的に理解しやすい眺望スポット、その他の文化的景観の普及・活用に繋がる施設の整備を検討していく。

これらの施設は、水仙栽培従事者や地域住民の利便性や安全性を高め、地域住民と来訪者との出会い・交流の場として機能するように整備を行う。

- ・来訪者が水仙畑や地域資源を回遊するために安全な歩行経路の確保
- ◎地域を快適に巡るための拠点施設（ビジターセンター）の整備
- ◎景観の魅力を視覚的に理解しやすい眺望スポットの整備

4) 空き家対策・関係人口の拡大

地域の人口減少への対策として、棚田オーナー制度や改植・草刈りボランティア等の活動に加えて、体験型観光等の誘客事業を実施することなどで地域の魅力を継続的に理解してもらい、再度の来訪や将来的には移住者へとつながる働きかけを実施していく。

また、空き家の紹介に併せて、水仙栽培の継承活動・地域の活性化活動を定住するための生業として紹介できる環境を形成し、より具体的に移住定住につながる体制を確立していく。

- ◎棚田オーナー制度、改植・草刈りボランティア制度による支援者の確保
- ・体験型観光による関係人口の拡大
- ・具体的な移住につながる生活及び生業の支援体制の確立



図 5-8 棚田オーナー制度



図 5-9 改植ボランティア



図 5-10 水仙に見立てたイルミネーションの設置



図 5-11 水仙ランドでのイルミネーション

※「◎」は福井市、越前町、南越前町の広域連携事業

5-4. 修理等の方針

計画対象範囲内の構成要素について、修理・修景を推進する。文化庁の文化的景観保護推進事業国庫補助金を活用し、補助対象の基準を満たすものには経費の一部を補助する。

重要な構成要素の修理等は個票に示された内容に沿うものとし、それ以外の構成要素については土地利用の方針、越前町景観計画の景観形成基準、自然公園法の許可基準等を踏まえることとする。本節では、そうした基準と併せて留意すべき点について整理する。

1) 集落区域における修理等の方針

(1) 家屋

家屋は基本的には現状維持を目的とした修理とする。その際、当地域の伝統的な家屋に見られる特徴が対象家屋に確認できる場合にはその保存に努めるが、修理は一律に行うのではなく、個々の家屋の歴史的変遷を尊重した修理を行うように心がけ、現代における生活ニーズも勘案する。

修理に当たっては、必要に応じてヘリテージマネージャー等による建物調査を実施し、修理方針に反映させる。

(2) 社寺建造物

修理に対する基本的方針は家屋と同様である。社殿等の主要建造物のうち歴史的な建造物については、可能な限り現状維持のための修理を行い、内部空間については関係者の意向も尊重し、建物の歴史的変遷のほか、利便性にも配慮した修理を行う。それ以外のものについては、境内景観の向上に資する修景を行う。

(3) 石積み

修繕にあたっては、既存の位置や高さを基本とし、石材等を再利用するよう努める。地形に沿った施工とし、周囲の石積みとの調和を図る。また、各種法令等の制限により現状復旧が困難な場合には、現状の記録を取った上で既存の石積みや周辺景観に配慮した工法を選択することとする。

2) 重要な構成要素の所有者等とのコミュニケーション

重要文化的景観への選定後も、重要な構成要素の所有者や管理者への働きかけを継続して行う。関連する規制や支援、また文化財としての価値について定期的に周知するとともに、日頃から関係者と積極的にコミュニケーションをとることで、建物の保存について問題等が生じた場合に、所有者が町担当者へ相談しやすい環境づくりを進める。

3) 修理等に関わる人材の育成

修理には、歴史的建造物の修理や文化財の保護に対して高い関心と確かな知識をもつ建築設計者及び工務店、職人等の人材が不可欠である。県内の職人を把握して人材バンクの構築を図るほか、ヘリテージマネージャー等で組織するふくいヘリテージ協議会と連携し、各種研修を行い、修理事業への参加を促していく。

5-5. 防災に必要な施設整備の方針

地震や大雨等の自然災害による被害を最小限に抑えるため、地域防災計画に則り、計画的な整備に取り組んでいく。また、集落においては、防火対策として消火設備の設置などについて検討する。

6. 保存及び活用に必要な運営体制に関する方針

6-1. 運営体制の考え方

文化的景観の保護は、文化財の枠を超えて、行政各部局や関連団体・地域住民が連携していくことが重要となる。その中で、取組等の役割を分担し、共通の目標に向かって進んでいくことが必要である。しかし現状は、それぞれが危機意識を感じているものの、行政の施策においては関連部局間の連携が十分ではなく、また関連団体や地域住民の理解と協力を得た総合的な取組が行われているとは言い難い。

今後は、本計画を柱として連携を強化し、所有者等に対する十分な支援体制を構築していくこととする。

運営体制については、大きく保存と活用とに分けて整理するが、この二つは切り離して考えられるものではなく、包括的に確認し、検討していくべきものである。運営における関連組織の役割を十分に整理した上で、各組織の代表から成る「(仮称)越前町文化的景観保存活用委員会」を設置して、保存・活用の課題について定期的、継続的に協議する体制を構築する。

6-2. 関連組織とその役割

1) 保存に関する体制

(1) 行政の役割

第4章に示したとおり、保存が必要な景観構成要素については「重要な構成要素」として特定し、価値を踏まえた保存措置を図る。それ以外の構成要素等については、越前町景観計画に基づく景観形成基準や自然公園法の基準を適用し、その保護を図っていく。

文化的景観保護制度の担当窓口は、文化的景観担当部局とする。通常、景観計画の運用に関しては、景観担当部局が担当しているが、本地区では、文化的景観制度と景観計画の届出の連動を図り、煩雑化を防ぐため、窓口を一本化する。

自然公園法における許可申請については福井県環境部局が所管していることから、事前協議等について県・町間で十分な情報共有を図るものとする。

越前町庁内では、文化的景観担当部局が主体となり、景観担当部局・農林水産部局などの関係部局との連携を図り、適宜庁内の連絡会議などを開催して、適切に情報共有を図るものとする。

(2) 住民・事業者・住民団体の役割

地区内の住民や不動産の所有者、事業者などは、本計画に示す土地利用の方針及び越前町景観計画の景観形成基準、自然公園法の許可基準等を遵守し、現状変更行為等を予定する場合は、文化的景観担当部局及び福井県環境部局と事前協議を行う。その後、基準に沿って計画し、届出等を行う。

また、重要な構成要素については、滅失又はき損の場合は所有者等が、現状変更等を行うにあたっては行為者が、文化的景観担当部局と事前協議を行い、重要な構成要素個票に

において特定された内容に該当する場合には、文化庁長官への届出を行うものとする。

なお、梨子ヶ平集落、血ヶ平集落におけるき損については、文化的景観担当部局及び所有者等と事前協議の後、各自治会が文化庁長官へ届け出ることとする。

(3) 専門家の役割

ヘリテージマネージャーや学識経験者等の専門家は、越前町からの要請により、物件の調査や知見による助言を行う。また、現状変更等や整備に当たっての審議の場である「(仮称)越前町文化的景観保存活用委員会」の委員となった場合は、文化的景観担当部局からの諮問に対して答申する。

2) 活用に関する体制

(1) 行政の役割

活用においては、関連する部局との役割分担及び連携が不可欠である。庁内のまちづくり部局、観光部局、農林水産部局などの担当部局が中心となり、他の関連部局との綿密な情報共有や政策的な連携を図る。

地域住民に対しては、水仙畑の維持・拡大にむけて、水仙栽培の課題と対策を協議する意見交換会や新たな水仙の活用を検討するワークショップを開催しながら連携を図っていく。また、重要な構成要素の修理現場の公開やサイン等整備の検討会などへの参加を促し、文化的景観についての学びの場を設ける。

(2) 地域住民等の役割

文化的景観の価値を守り、それを活用しながら後世に伝えていく上で重要となるのは、その地で暮らす人々の力である。「上岬地区」のこれまで連携を活かしつつ、改めて地域の課題は何なのかを把握し、それらの不安要素を取り除くための仕組みを行政や関連組織と連携しながら検討していく。

また、自らの生活をより良くするため、コミュニティ内の連携を図り、来訪者との交流も積極的に行うことで地域の活性化を図る。行政はそうした取組に必要な人材・資金等の支援に努めていく。

3) 関連組織との連携

(1) 文化的景観関連自治体との連携

重要文化的景観選定を主導した福井県、そして文化的景観「越前海岸の水仙畑の文化的景観」として本質的価値を共有する福井市、南越前町と「(仮称)越前海岸の水仙畑の文化的景観保存活用連携協議会」を設立し、緊密な連携・協力を行うことで、越前海岸全体としての一体的な保存・活用に関する取組を推進する。また、行政間の連携にとどまらず、地域組織・住民が交流し、相互の魅力を高めあえるような協力体制を構築する。

(2) 教育機関との連携

地域デザインや新たな産業の創出には、外部視点が入ることによって得られる成果が多い。特に高齢化が進む当地域においては、若者の視点や協力が地域に大きな活力を与える。県内の大学等の協力を得て、学生などのアイデアや活力も積極的に活用する。

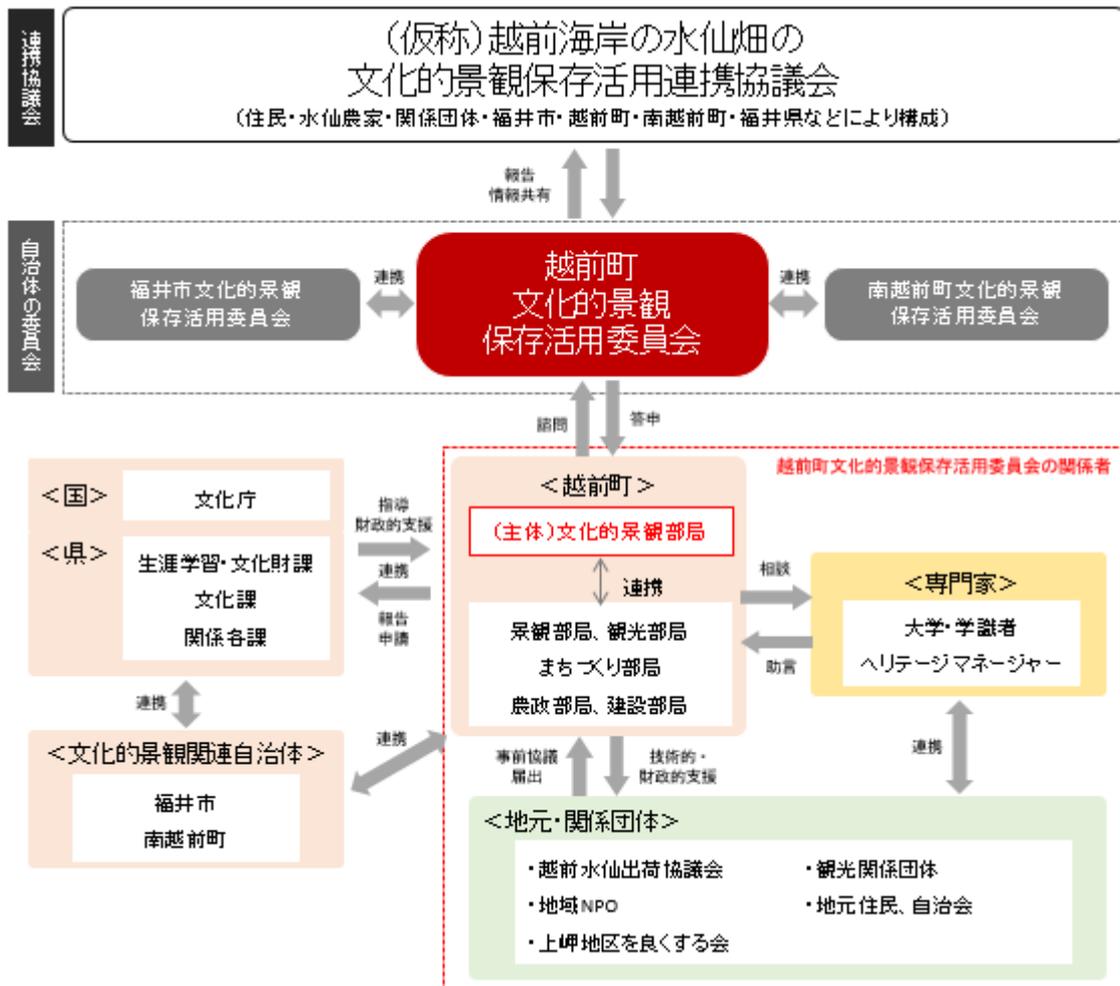


図 6-1 文化的景観の保存・活用体制

7. 重要な構成要素

7-1. 重要な構成要素

文化的景観の重要な構成要素とは、「文化的景観の保存に関する必要な調査において特定する構成要素のうち、形態、意匠等が独特又は典型的であるとともに、技術・素材等の観点から顕著な固有性を持つものであって、文化的景観の本質的な価値を示し、保護の対象として不可欠な構成要素」のことをいう。

「越前海岸の水仙畑 文化的景観保存調査報告書」において、文化的景観の景観構成要素を抽出し、この内、有形かつ不動産で、文化的景観の本質的価値を担保するために特に重要であり、かつ、将来にわたり保存することに対して、所有者等の同意が得られたものを「重要な構成要素」として特定する。

表 7-1 重要な構成要素一覧

No	名称	景観単位	所在地	所有者等
1	水仙畑（斜面地）	農用地区域	梨子ヶ平・左右・血ヶ平	個人、福井県
2	耕地（棚田跡）		梨子ヶ平・血ヶ平	個人
3	坂ヶ平の石像		梨子ヶ平 16-3	梨子ヶ平
4	梨子ヶ平川		梨子ヶ平	越前町、福井県
5	梨子ヶ平集落	集落区域	梨子ヶ平	梨子ヶ平
6	血ヶ平集落		血ヶ平	血ヶ平
7	浄盛寺		血ヶ平 142-14	浄盛寺
8	専楽寺		血ヶ平 72-7	専楽寺
9	専長寺		血ヶ平 107-9	専長寺
10	八幡神社（梨子ヶ平）		梨子ヶ平 13-8	梨子ヶ平
11	神明神社		左右 6-7	左右
12	八幡神社（血ヶ平）		血ヶ平 111-19-1	血ヶ平
13	玉川川		血ヶ平	越前町、福井県
14	潮吹岩	海岸区域	梨子ヶ平	福井県
15	呼鳥門		梨子ヶ平	福井県
16	鳥糞岩		梨子ヶ平	福井県

7-2. 重要な構成要素の保護の方針

下表に、重要な構成要素の種類ごとに保護の方針を示す。

表 7-2 重要な構成要素の保護の方針

景観単位	重要な構成要素	現状変更行為	協議による 修理・復旧	補助対象	
農用地 区域	水仙畑（斜面地）	地形の改変	○	○	
	耕地（棚田跡）	区画の変更・大規模な転作 ・石積みの修繕	○	○	
	坂ヶ平の石像	改修	○	○	
	梨子ヶ平川	拡幅・形状変更	○	○	
集落 区域	梨子ヶ平集落 血ヶ平集落	家屋・ 作業小屋等	新築・増築・改築・取り壊し	○	○
		石積み	改修・取り壊し	○	○
		石造物	改修・移転	○	○
	浄盛寺	新築・増築・改修・移転	○	○	
	専楽寺				
	専長寺				
	八幡神社（梨子ヶ平）				
	神明神社				
	八幡神社（血ヶ平）				
	玉川川	拡幅・形状変更	○	○	
海岸 区域	潮吹岩	改修	○	○	
	呼鳥門				
	鳥糞岩				

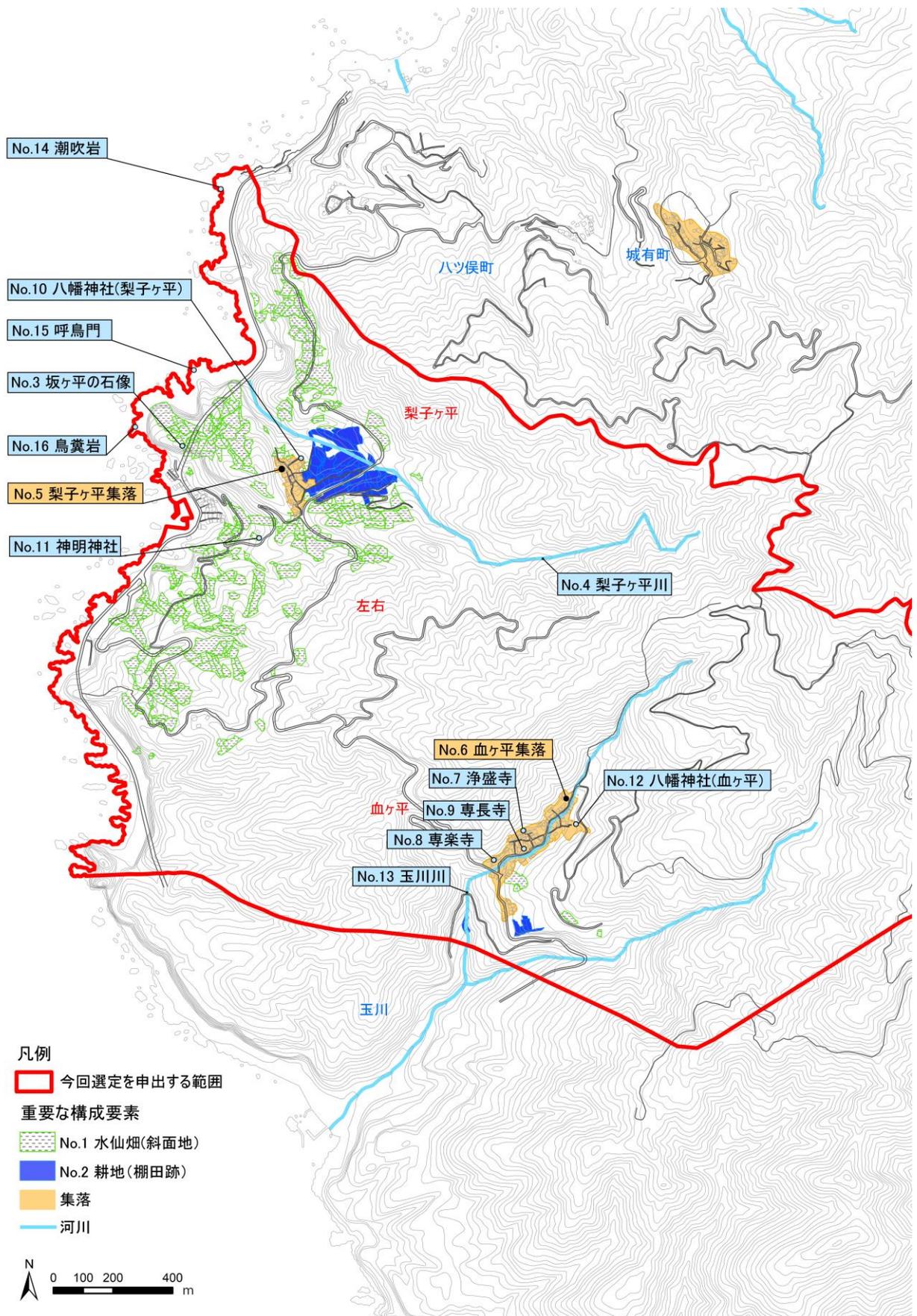


図 7-1 重要な構成要素位置図 (全域)

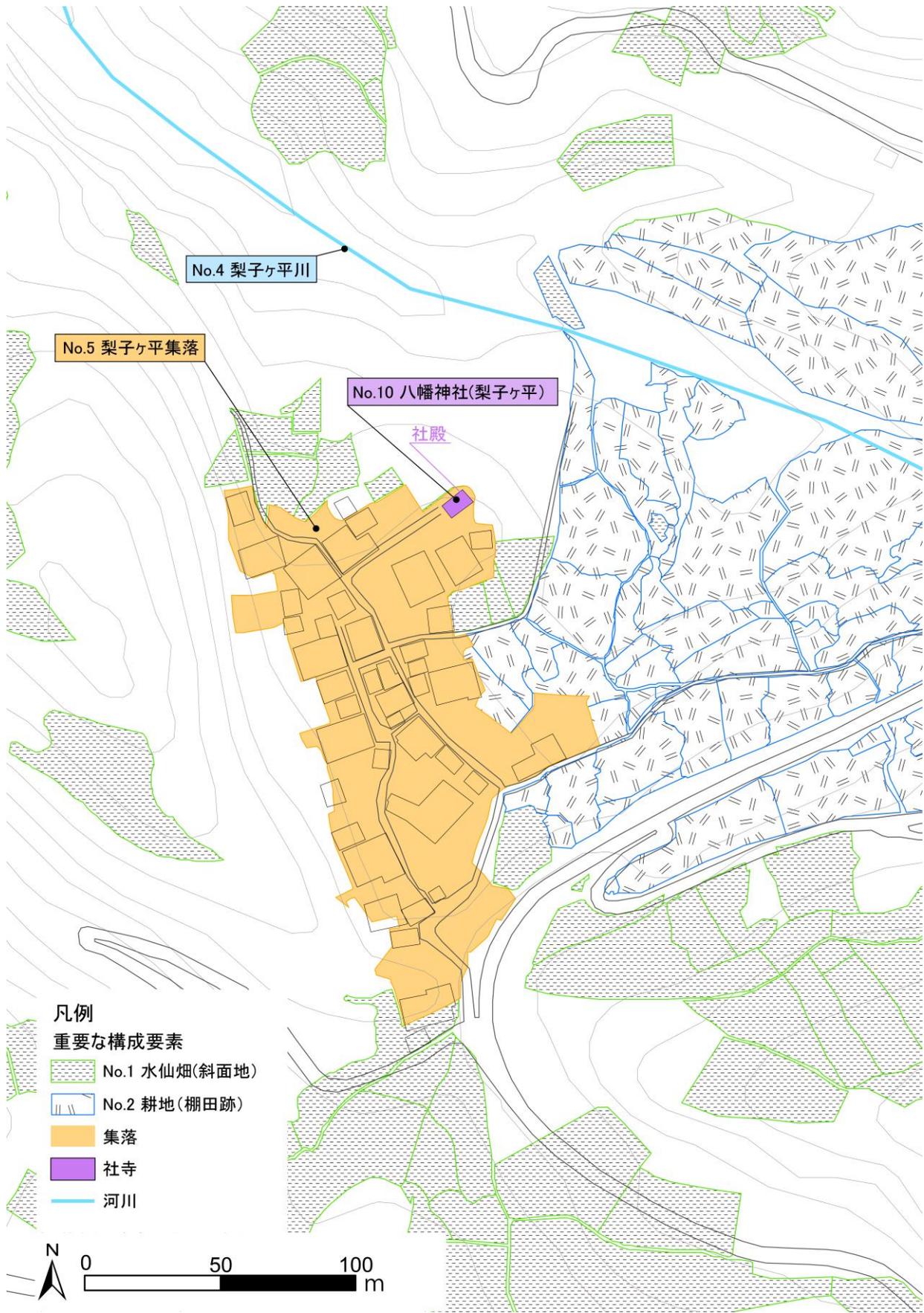


図 7-2 重要な構成要素位置図 (集落区域：梨子ヶ平)

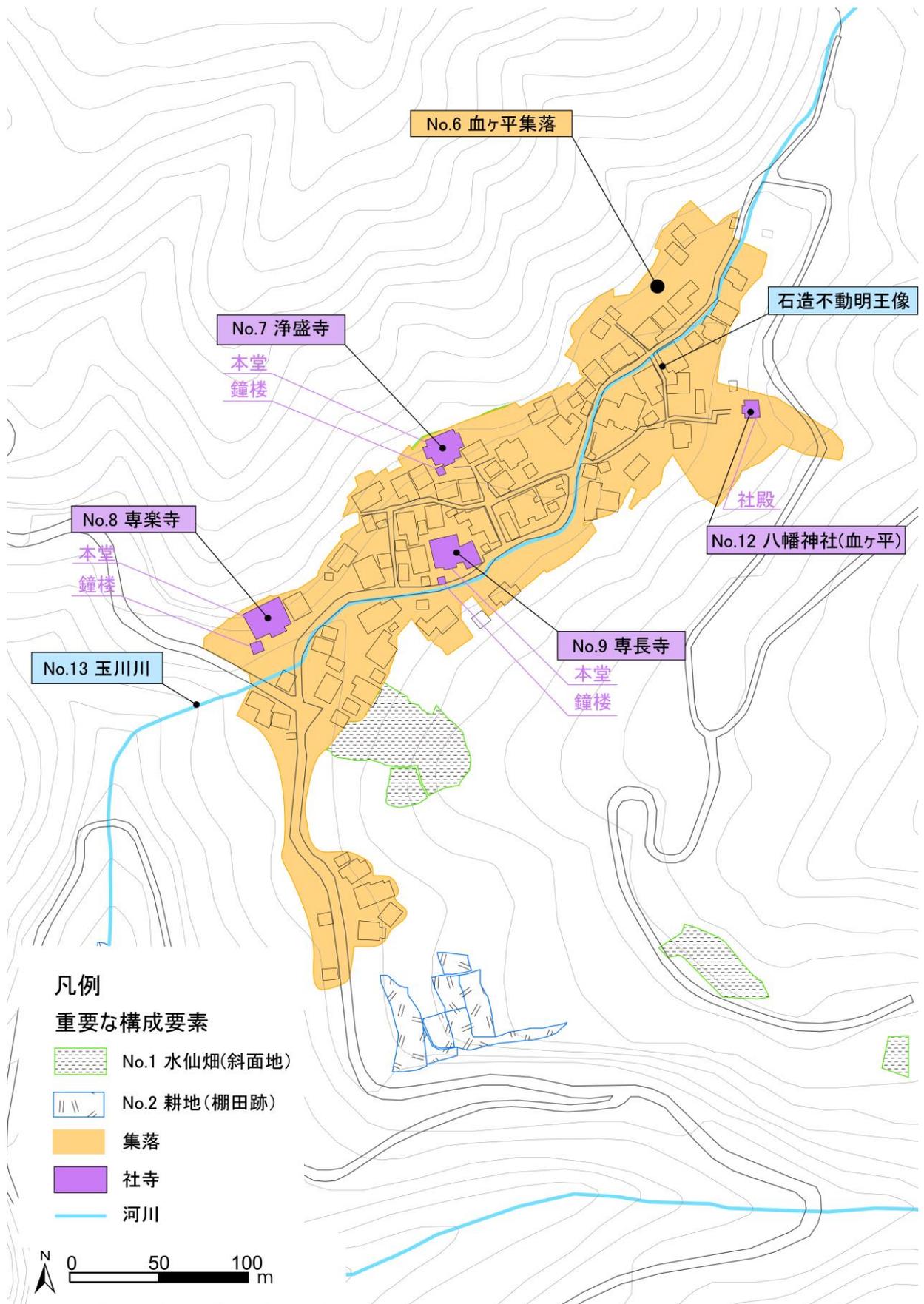


図 7-3 重要な構成要素位置図 (集落区域：血ヶ平)

7-3. 重要な構成要素「梨子ヶ平集落」「血ヶ平集落」の保存方針

1) 面的保存の方針

梨子ヶ平集落や血ヶ平集落は、谷筋や山裾の僅かな平地に集落を形成し、田畑だけではなく山林での生業も糧にしながら生活が営まれてきた。地形的な条件と生活・生業との結びつきなどの点で、文化的景観の本質的価値を担っている。

したがって、両集落においては、農村景観を構成する諸要素を一体的に保存することで、この特徴的な農村の営みを維持・継続していく。

については、両集落の自治組織である梨子ヶ平自治会・血ヶ平自治会からの団体同意によって、集落区域一帯を重要な構成要素「梨子ヶ平集落」「血ヶ平集落」として特定し、面的な保存措置を取ることとする。

なお、計画対象範囲内には、古くから漁港が開かれた左右集落があるものの、海岸道路の整備や拡幅により、建物の更新や改修が進み、左右集落の水仙栽培の特徴を示す家屋が少ないことから、越前町景観計画や関係法令で保護を図ることとする。

2) 面的保存の対象となる諸要素

(1) 家屋・作業小屋等

平地の少ない斜面地に築かれ、銀鼠色の越前瓦に下見板張りで格子組のある農家住宅が多く、道路に面して玄関を設けるため、平入り・妻入りのどちらも見られる。水仙農家の特徴となるような間取りは特に見られず、水仙の仕分け作業等は玄関先や作業小屋を使って行われている。

以上のような特徴は、建築様式等の変遷による多少の変化はあるものの、現在でも継承されてきている。そのため、多様な家屋や作業小屋が混在しながらも、一体感のある景観が形成されている。

よって、個々の家屋の歴史的変遷を十分に考慮した上で、区域全体の特徴的要素の保存を図り、重層性のある農村の景観を継承していく。ただし、文化的景観における家屋や作業小屋の保存措置は、原則、外観に対して行うものとする。家屋や作業小屋内部についての保存措置は規定しないが、特徴的な要素が認められる場合は可能な限り保存に努めるものとする。

(2) 石積み

石積みは、斜面地を有効利用するために生み出された技術であり、土地利用に関する価値を支える重要な構成要素である。両集落の石積みは、築造年代によって積み方や石質が異なるものの、当地区の景観を特徴付けるものとして、両集落の石積みを保存対象とする。

(3) 石造物（石仏・石塔等）

集落内には、石仏・石塔が点在しており、地域の信仰を現すものとして保存対象とする。

3) 現状変更の取扱い

事前に現状変更の計画を把握した上で、文化的景観担当部局を窓口の本計画に基づいたものとなっているか確認・協議を行う。

表 7-3 梨子ヶ平集落・血ヶ平集落における保存対象諸要素に対する措置

保存対象		維持・保存する基準	補助事業対象
家屋・作業小屋等	敷地	● 現状維持又は周辺の景観と調和した規模・形状とする。	・現状変更取扱基準（27 頁）を遵守し、維持・保存する基準（左列）及び集落の典型的な家屋の基準（表 7-4）に適合した家屋の修理等
	高さ	● 現状維持又は 2 階建て以下とする。	
	形態	● 景観形成基準及び景観推奨基準に従う。	
	色彩	● 景観形成基準及び景観推奨基準に従い、周辺の景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。	
	素材、材料	● 景観形成基準及び景観推奨基準に従う。	
	附帯設備等	● 景観形成基準及び景観推奨基準に従う。	
石積み		● 既存の位置や高さ、石材等を可能な限り現状維持する。地形に沿った施工とし、周囲の石積みとの調和を図る。	・現状変更取扱基準（27 頁）を遵守し、維持・保存する基準（左列）に適合した石積みの修繕
石造物 (石仏・石塔等)		● 現状を維持する。	・現状変更取扱基準（27 頁）を遵守し、維持・保存する基準（左列）に適合した石造物の修繕

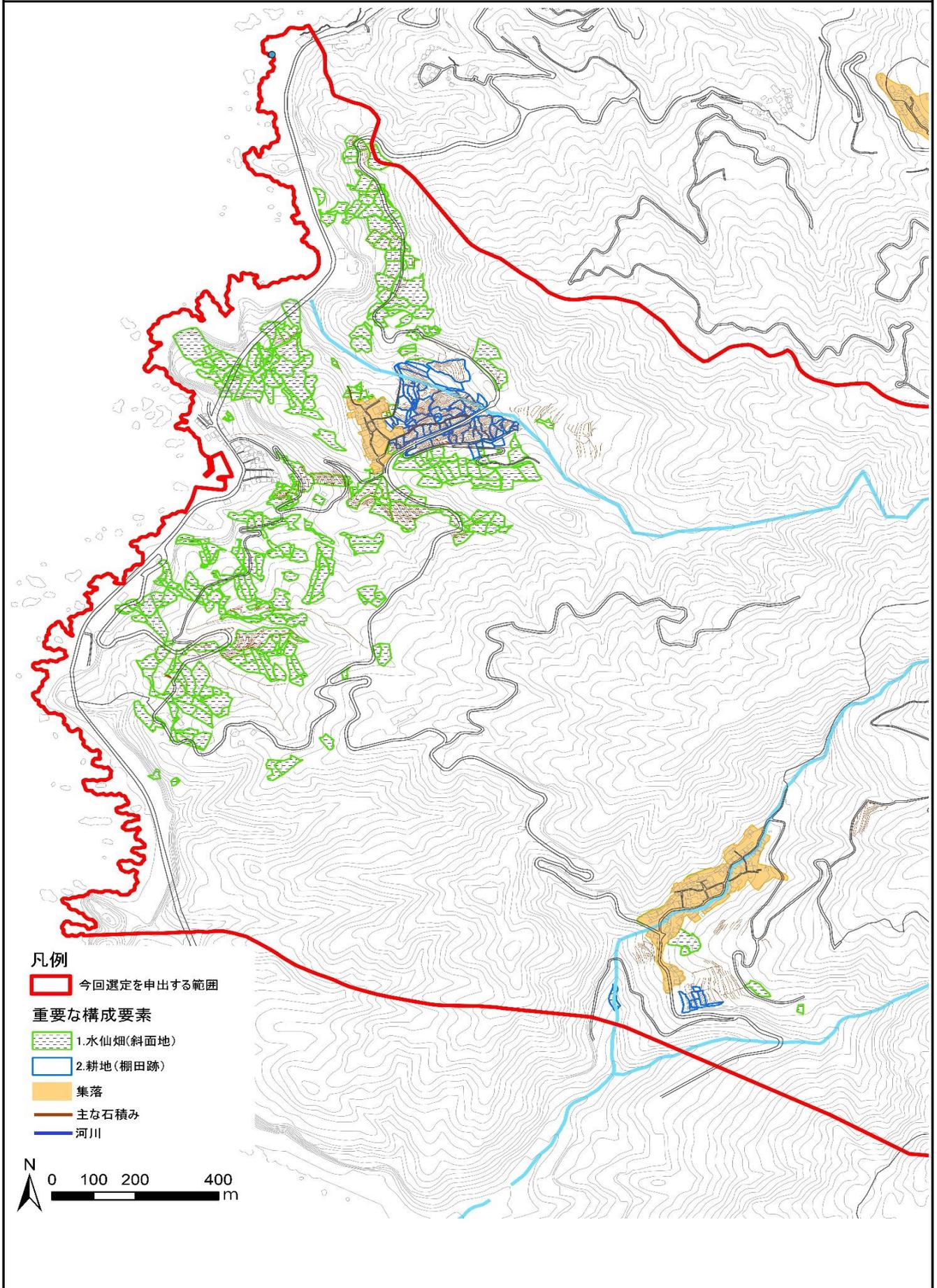
表 7-4 集落の典型的な家屋の基準

構造・工法	● 木造在来工法を基本とする。
形態	● 屋根の形状は原則 2 方向以上の勾配を有すること。切妻造、寄棟造、入母屋造を基本とする。
素材、材料	● 銀鼠色の瓦や漆喰塗り、木製板張りなど伝統的素材等を使用する。

7-4. 重要な構成要素の個表

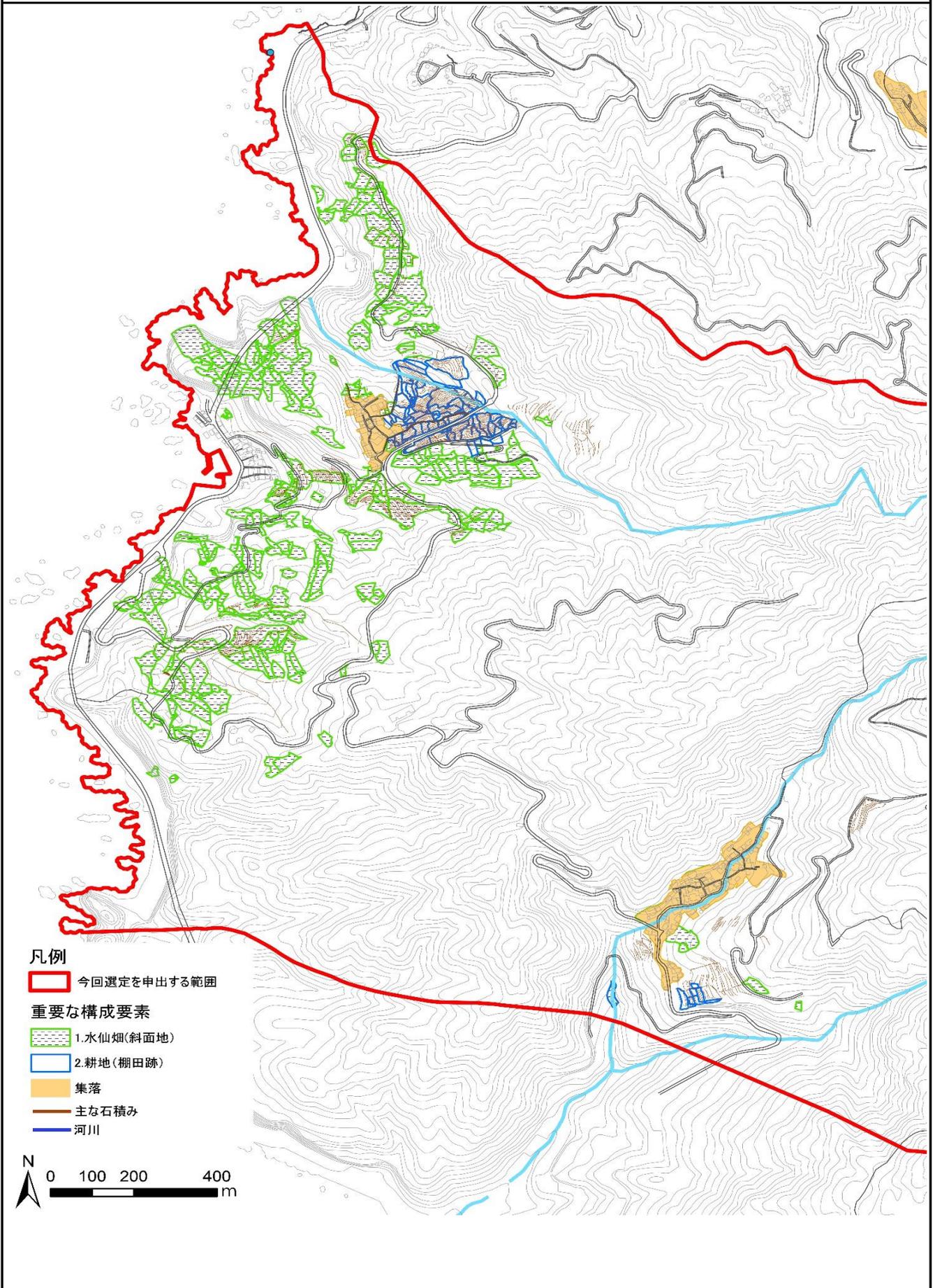
No.	1	名称	水仙畑(斜面地)	所在地等	梨子ヶ平・左右・血ヶ平	所有者・管理者	個人 福井県
概要・価値	斜面地に自生していた水仙(ニホンズイセン)を栽培している。海にせり出した鳥糞岩に続く断崖などに広く分布している。						
維持・保存する 基準	・現状の立地を維持した水仙(ニホンズイセン)の路地栽培の継続を図る。						
写 真							

位置図

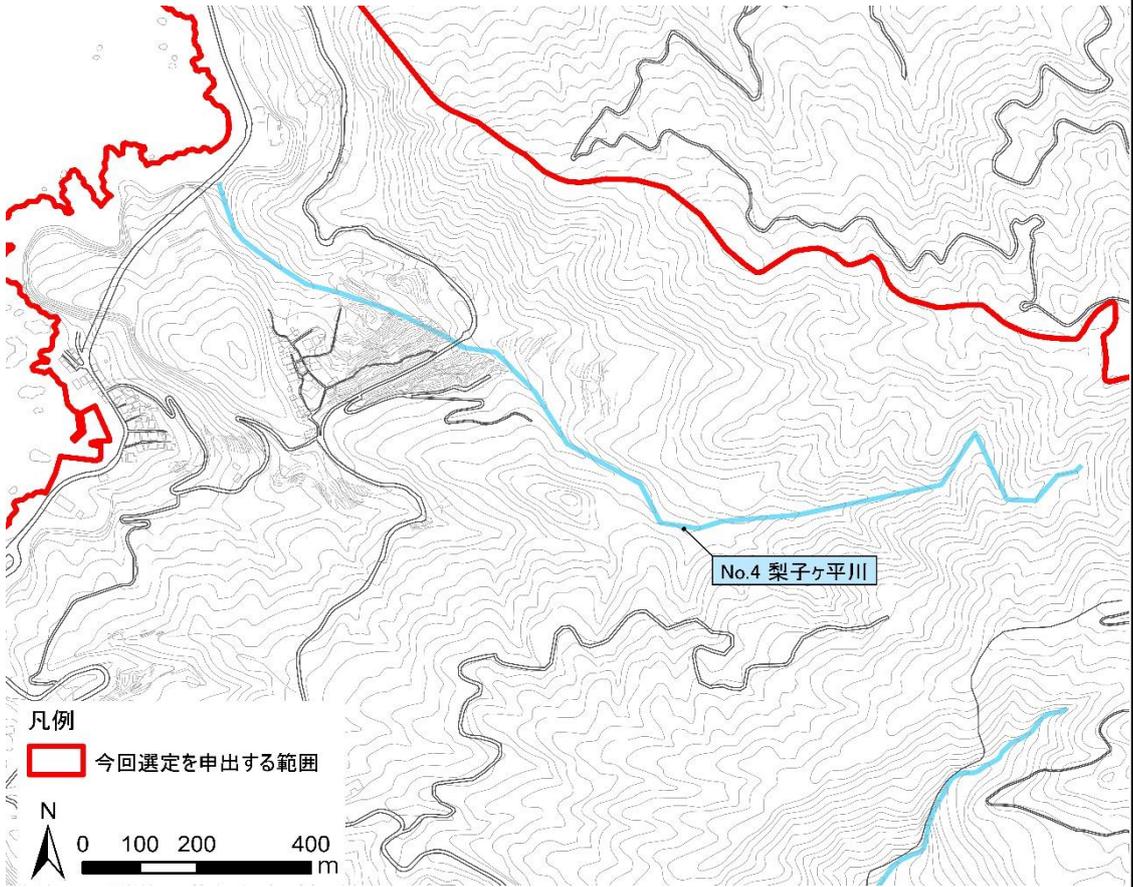


No.	2	名称	耕地(棚田跡)	所在地等	梨子ヶ平・血ヶ平	所有者・管理者	個人
概要・価値	元々は稲作が行われていた棚田跡の耕地に水仙(ニホンズイセン)が栽培されている。風除けや日除けのためにサンゴジュ等の常緑樹が植えられ、梨子ヶ平の千枚田水仙園は「日本の棚田百選」にも認定されている。						
維持・保存する	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の立地を維持した水仙(ニホンズイセン)の路地栽培の維持に努める。 ・日除け、風除けのサンゴジュの伐採は必要最小限とする。 ・災害等で崩れた石積みは速やかに復旧する。その修繕にあたっては、現状の位置や高さ、石材等を踏襲するように努める。 						
写真	    						

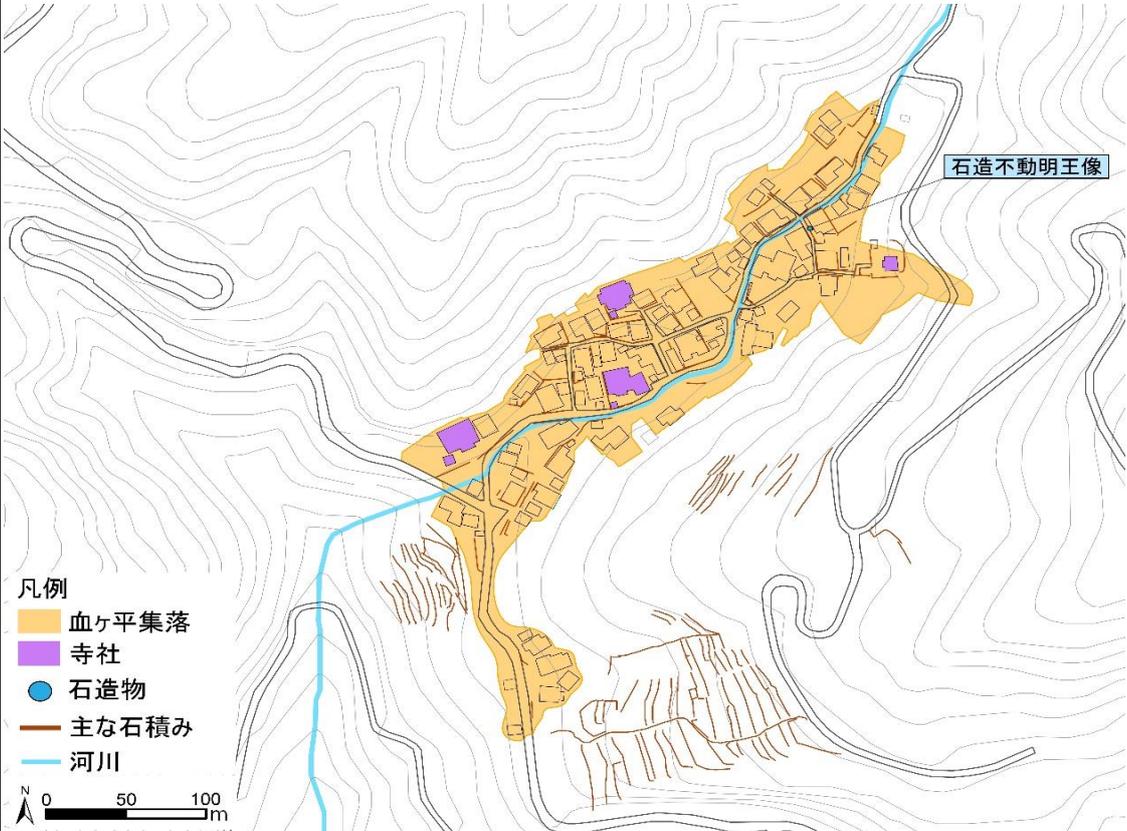
位置図

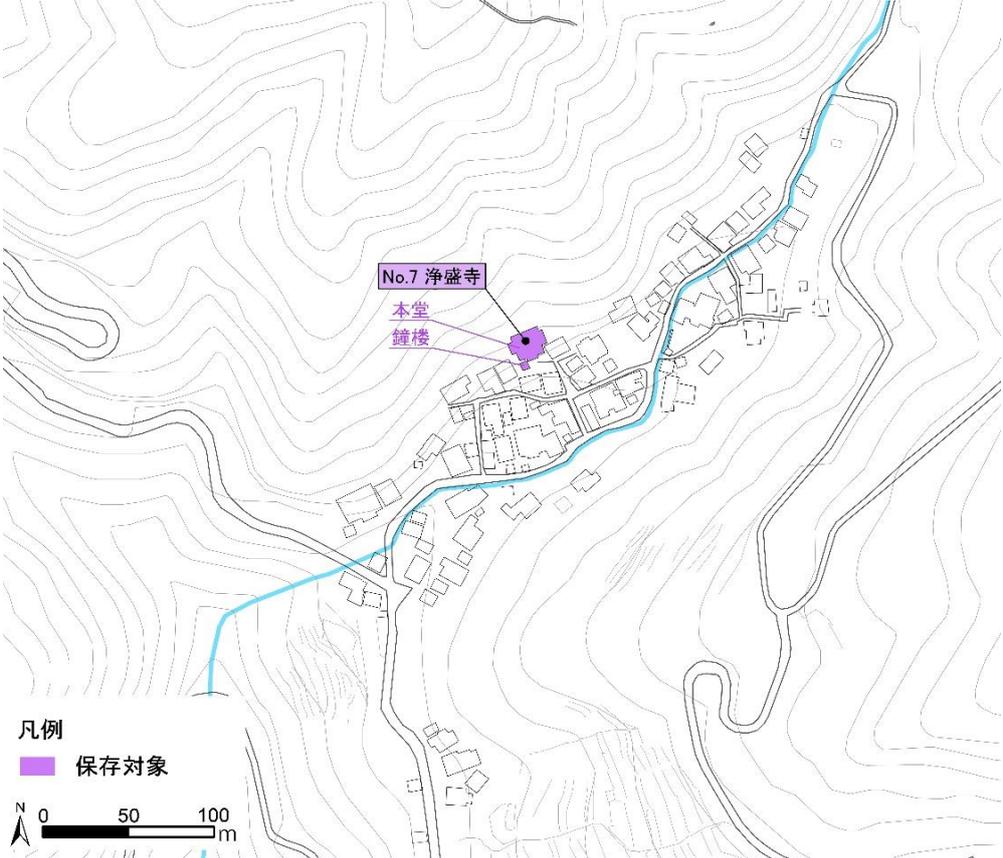


No.	3	名称	きかんじやらのせきぞう 坂ヶ平の石像	所在地等	梨子ヶ平16-3	所有者・管理者	梨子ヶ平
概要・価値	<p>御堂の女性の石像は、海上安全を祈願して祀られた水神と考えられている。 【守るべき要素】 石の祠及び石像</p>						
維持・保存する	<p>・現状を維持する。</p>						
写真							
位置図	 <p>凡例 今回選定を申出する範囲</p> <p>N 0 50 100 m</p>						

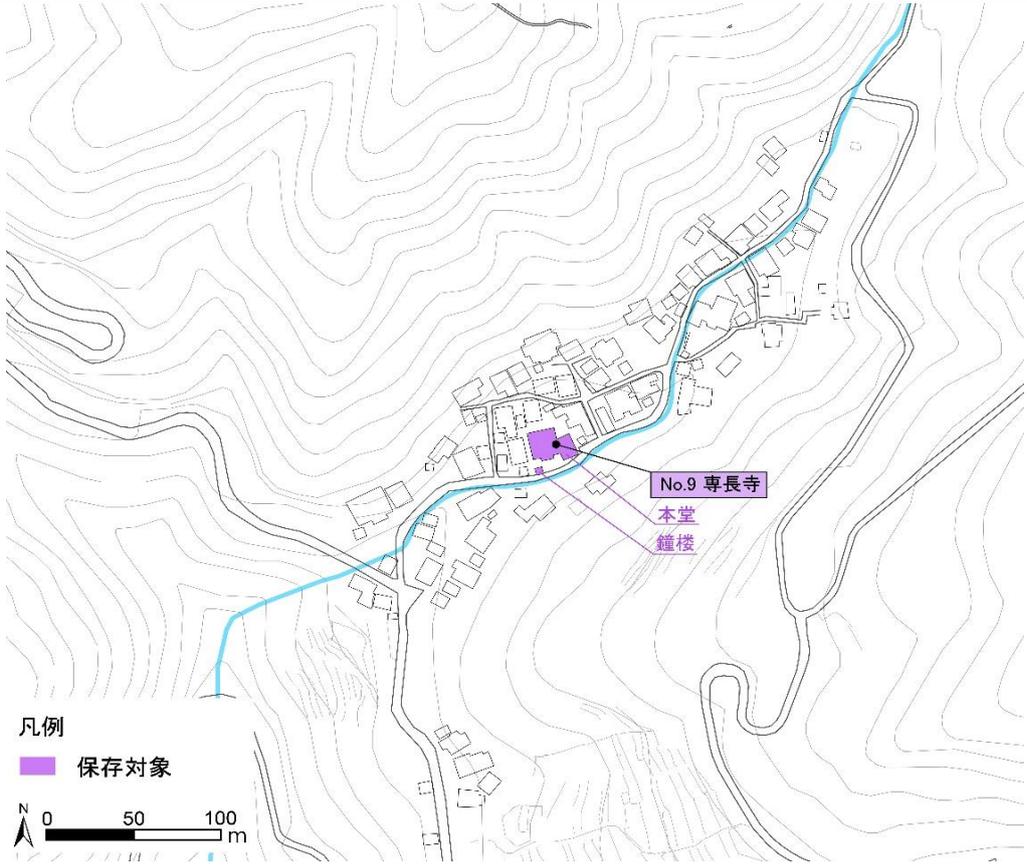
No.	4	名称	梨子ヶ平川	所在地等	梨子ヶ平	所有者・管理者	越前町
概要・価値	千枚田水仙園の間を流れ、日本海へと注いでいる。かつては、農業や生活の用水として欠かせない存在であった。生業の変遷を伝えるものとして重要。						
維持・保存する	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の流路の維持に努める。 ・護岸工事等を行う場合は、景観に配慮した材料や工法等を検討する。 						
写真							
位置図	 <p>凡例 今回選定を申出する範囲</p> <p>N 0 100 200 400 m</p>						

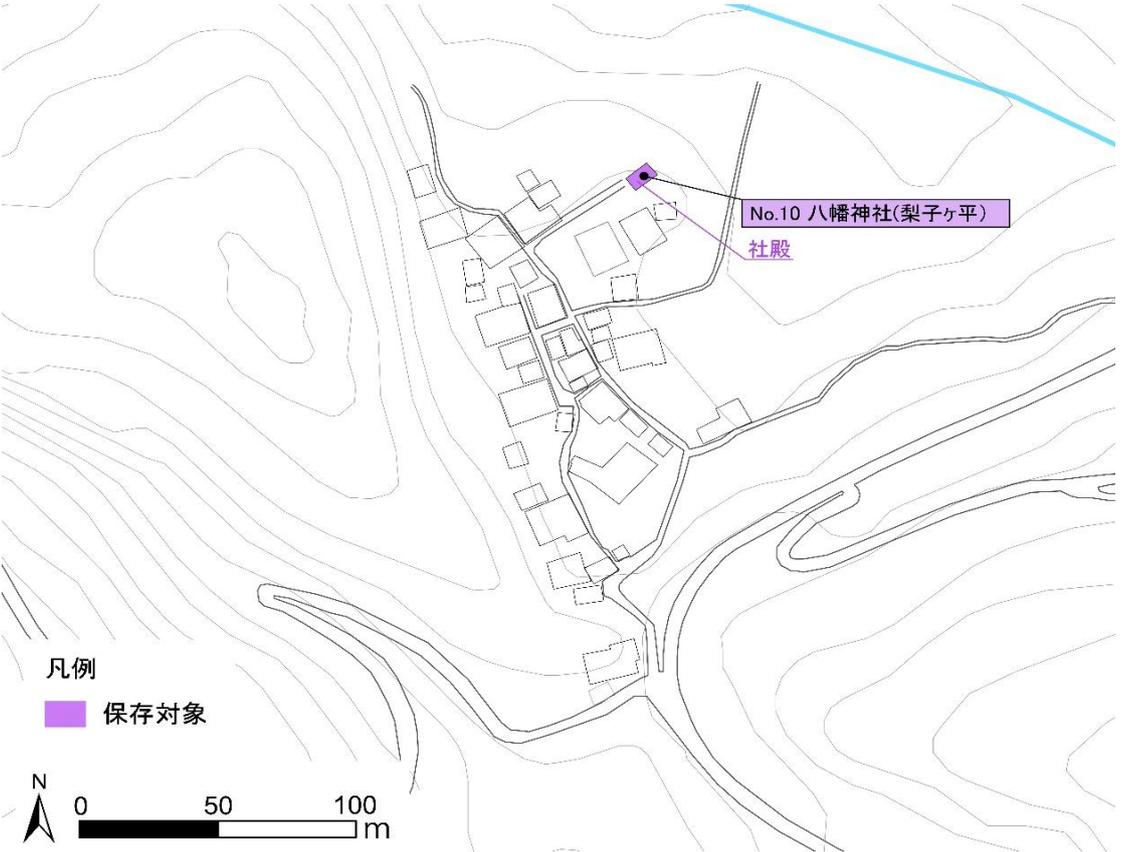
No.	5	名称	梨子ヶ平集落	所在地等	梨子ヶ平	所有者・管理者	梨子ヶ平区 越前町
概要・価値	<p>梨子ヶ平集落は、谷筋や山袖の僅かな平地に集落を形成し、田畑だけではなく山林での生業を糧にしながら生活が営まれてきた。地形的な条件と生活・生業との結びつきなどの点で、文化的景観の本質的な価値を担っている。</p>						
維持・保存する	<p>・自治会からの団体同意によって、集落区域一帯を重要な構成要素「梨子ヶ平集落」として特定し、面的な保存措置を取ることとする。 (保存活用計画書 7-3.重要な構成要素「梨子ヶ平集落」「血ヶ平集落」の保存方針のとおり)</p>						
写真							
位置図	<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 梨子ヶ平集落 寺社 主な石積み 河川 <p>N 0 50 100 m</p>						

No.	6	名称	血ヶ平集落	所在地等	血ヶ平	所有者・管理者	血ヶ平区 越前町
概要・価値	<p>血ヶ平集落は、谷筋や山袖の僅かな平地に集落を形成し、田畑だけではなく山林での生業を糧にしながら生活が営まれてきた。地形的な条件と生活・生業との結びつきなどの点で、文化的景観の本質的な価値を担っている。</p>						
維持・保存する	<p>・自治会からの団体同意によって、集落区域一帯を重要な構成要素「血ヶ平集落」として特定し、面的な保存措置を取ることとする。 (保存活用計画書 7-3.重要な構成要素「梨子ヶ平集落」「血ヶ平集落」の保存方針のとおり)</p>						
写真							
位置図							

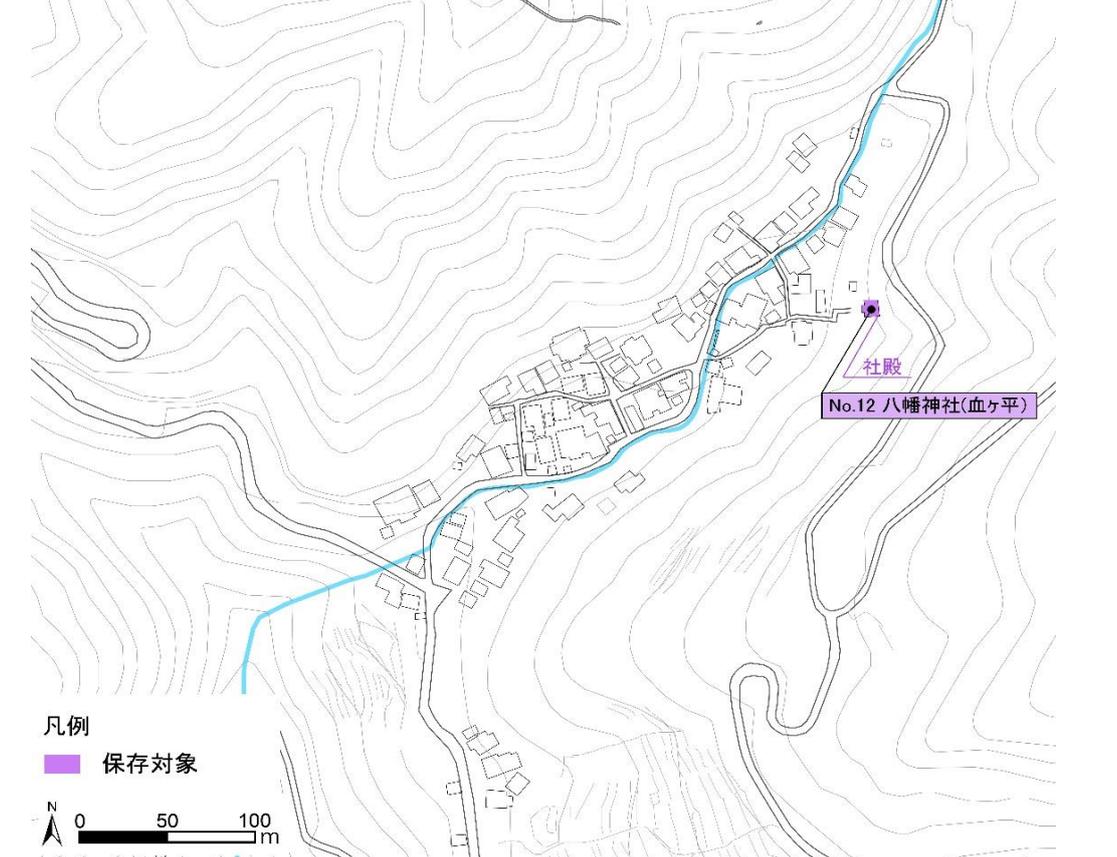
No.	7	名称	じょうせいじ 浄盛寺	所在地等	血ヶ平142-14	所有者・管理者	浄盛寺
概要・価値	<p>慶雲4年(707)、泰澄大師開山と伝わる。後世に真宗誠照寺派に改宗。歴史・信仰の観点から重要。</p> <p>【守るべき要素】本堂、鐘楼</p> <p>規 模: 本堂12×17.5m 鐘楼3.85×3.85m</p> <p>建築年代: 大正から昭和初期</p> <p>特 徴: ・本堂は木造であり、北面に一部、昭和後期頃に改築した部分がある。本堂の保護のため、テント型の雪囲いが通年設置されている。屋根は棧瓦葺の寄棟造。</p> <p>・鐘楼は木造で屋根は棧瓦葺の切妻造、本堂の西側斜め前に位置する。鐘は新田義貞供養のため奉納されたといわれ、明徳元年(1390)の銘が入っている。</p>						
維持・保存する	<p>・修繕等を行う場合は、できる限り現在の形式や意匠を継承する。</p>						
写 真							
位置図							

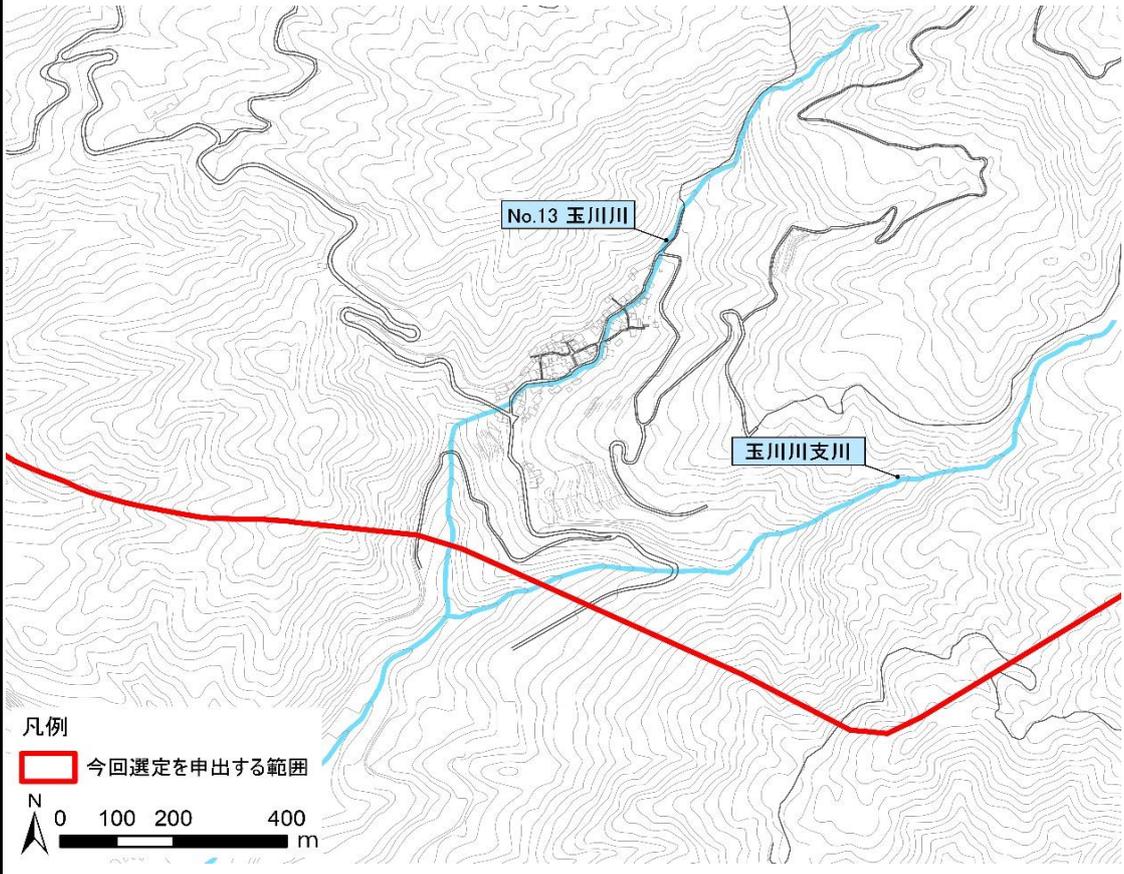
No.	8	名称 せんらくじ 専楽寺	所在地等	血ヶ平72-7	所有者・管理者	専楽寺
概要・価値	<p>平安期創建。元は織田庄仙田の「慈光坊」で、真言宗だったが、15代が真宗に改宗。歴史・信仰の観点から重要。</p> <p>【守るべき要素】本堂、鐘楼</p> <p>規 模：本堂14×18.7m</p> <p>建築年代：明治時代</p> <p>特 徴：・本堂は木造で、保護のため周囲に合成樹脂製の波板と木板で覆いアルミサッシ製の出入り口をつけた雪囲いが通年設置されている。屋根は棧瓦葺の寄棟造。大棟は箱棟で寺紋の棟飾りが三カ所につけられている。</p> <p>・鐘楼は木造、屋根は棧瓦葺の入母屋造で、本堂の西側斜め前に位置する。</p>					
維持・保存する	<p>・修繕等を行う場合は、できる限り現在の形式や意匠を継承する。</p>					
写 真						
位置図	 <p>凡例 保存対象</p> <p>0 50 100 m</p>					

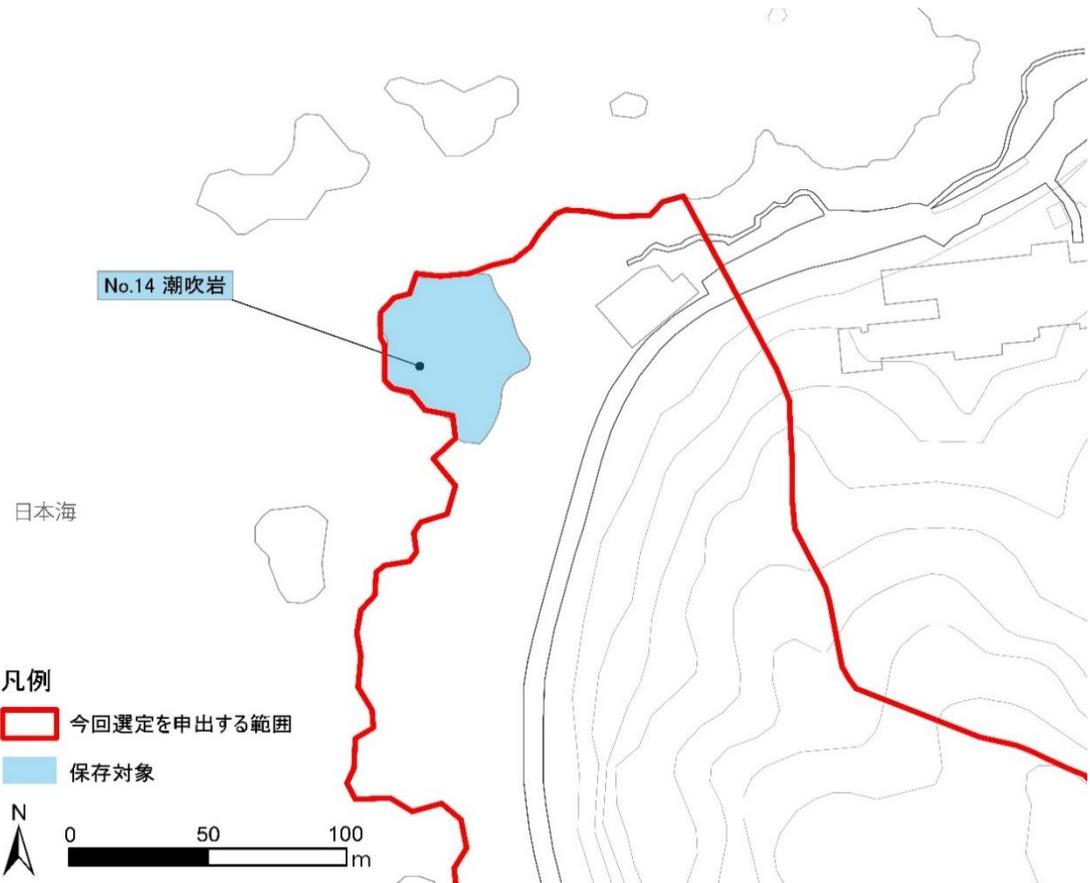
No.	9	名称	せんちょうじ 専長寺	所在地等	血ヶ平107-9	所有者・管理者	専長寺
概要・価値	<p>永正12年(1515)専楽寺から分かれて創建。歴史・信仰の観点から重要。</p> <p>【守るべき要素】本堂、鐘楼 規 模: 本堂16.5×15.2m 鐘楼3.45×3.45m 建築年代: 明治時代 特 徴: 本堂は木造で、保護のため周囲に合成樹脂製の波板と木板でできた雪囲いが通年設置されている。屋根は棧瓦葺の寄棟造。大棟は箱棟で寺紋の棟飾りが三カ所につけられている。</p> <p>・鐘楼は木造、屋根は棧瓦葺の切妻造で、本堂の西側斜め前に位置する。</p>						
維持・保存する	<p>・修繕等を行う場合は、できる限り現在の形式や意匠を継承する。</p>						
写 真							
位置図							

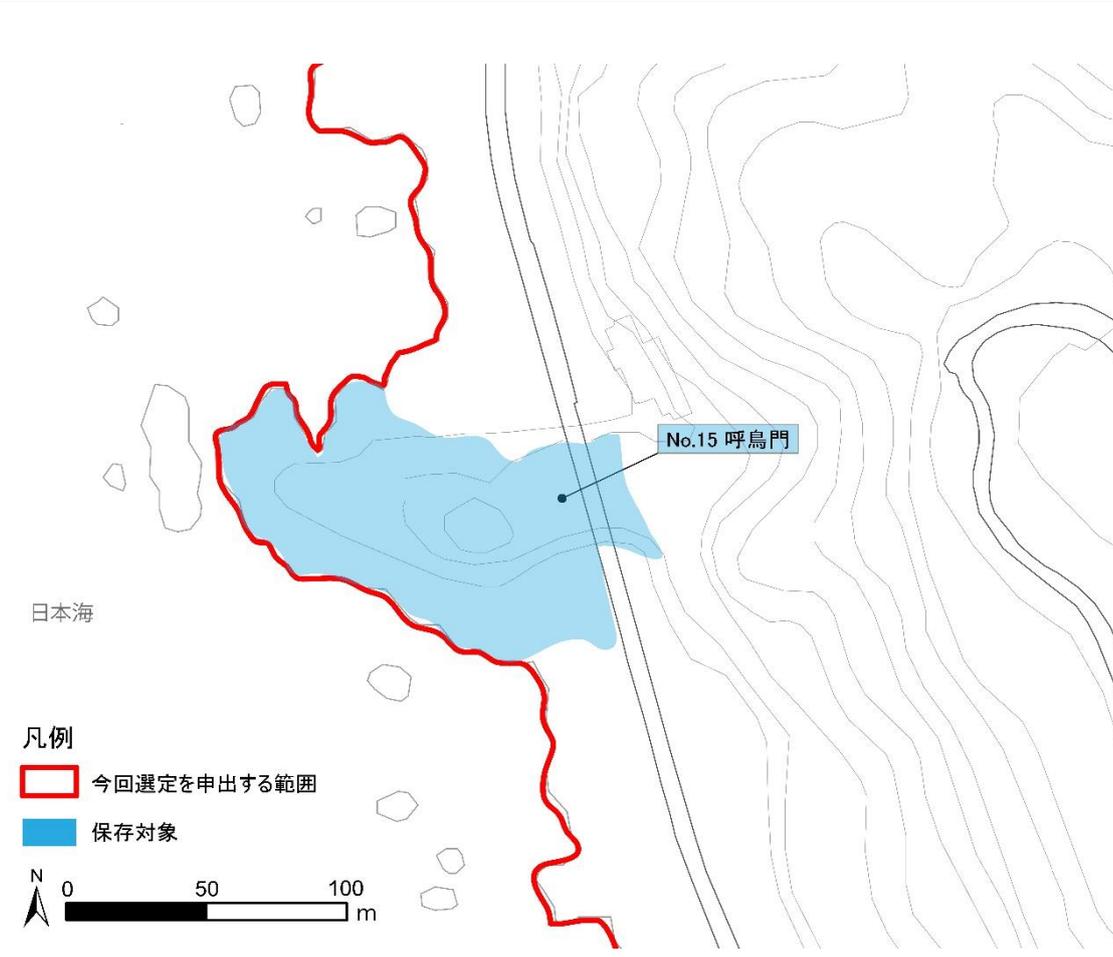
No.	10	名称	はちまんじんじや 八幡神社(梨子ヶ平)	所在地等	梨子ヶ平13-8	所有者・管理者	梨子ヶ平
概要・価値	<p>梨子ヶ平集落奥の神社。春祭りや秋祭りをしており、生活・信仰の観点から重要。</p> <p>【守るべき要素】社殿 規 模：社殿 10.2×6m 建築年代：昭和20年代 特 徴：・木造の本殿・幣殿・拝殿が連結したつくりになっており、屋根は棧瓦葺の切妻造である。社殿には保護のため、向拝正面にアルミサッシ製の引き戸がついた木製の覆屋が設置されている。</p>						
維持・保存する	<p>・修繕等を行う場合は、できる限り現在の形式や意匠を継承する。</p>						
写 真							
位置図							

No.	11	名称	所在地等	左右6-7	所有者・管理者	左右
概要・価値	<p>集落の山側にある。宝暦8年(1758)の村鑑にある神明三社の一つ。生活・信仰の観点から重要。</p> <p>【守るべき要素】社殿 規 模: 社殿 8.2×4.9m 建築年代: 昭和時代 特 徴: ・本殿は木造であるが、向拝部分にアルミサッシ製の覆屋が設置されている。屋根は棧瓦葺の切妻造である。本殿は拝殿の背後に連結しており、屋根は拝殿と同じく棧瓦葺である。</p>					
維持・保存する	<p>・修繕等を行う場合は、できる限り現在の形式や意匠を継承する。</p>					
写 真						
位置図	 <p>凡例 保存対象</p> <p>N 0 50 100 m</p>					

No.	12	名称	はちまんじんじや 八幡神社(血ヶ平)	所在地等	血ヶ平111-19-1	所有者・管理者	血ヶ平
概要・価値	<p>集落の高台にあり、集落を一望できる。昭和39年(1964)道路新設に伴い集落下から遷座。生活・信仰の観点から重要。</p> <p>【守るべき要素】社殿 規 模：拝殿部分 6.8×9.35m 本殿部分 2.35×2.6m 建築年代：昭和時代 特 徴：・拝殿は棧瓦葺の入母屋造。本殿は拝殿の背後に連結しており、屋根は切妻造でスレート葺である。</p>						
維持・保存する	<p>・修繕等を行う場合は、できる限り現在の形式や意匠を継承する。</p>						
写 真							
位置図	 <p>凡例 保存対象</p> <p>0 50 100 m</p>						

No.	13	名称	たまがわがわ 玉川川	所在地等	血ヶ平	所有者・管理者	越前町 福井県
概要・価値	血ヶ平集落内や山林を流れ日本海に注ぐ。水仙の洗浄にも使用。						
維持・保存する	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の流路の維持に努める。 ・護岸工事等を行う場合は、景観に配慮した材料や工法等を検討する。 						
写 真							
位置図	 <p>凡例 今回選定を申出する範囲</p> <p>N 0 100 200 400 m</p>						

No.	14	名称	しおふきいわ 潮吹岩	所在地等	梨子ヶ平	所有者・管理者	福井県
概要・価値	<p>自然の作り上げた間欠泉であり、波が高い日には岩の間から海水が吹きあがる。越前海岸の自然的特性を指し示す重要な構成要素である。</p>						
維持・保存する	<p>・現状を維持する。</p>						
写真							
位置図	 <p>位置図</p> <p>No.14 潮吹岩</p> <p>日本海</p> <p>凡例</p> <p>今回選定を申出する範囲</p> <p>保存対象</p> <p>0 50 100 m</p>						

No.	15	名称	所在地等	所有者・管理者	福井県
概要・価値	<p>風と波の浸食作用が作り上げた岩石の洞穴で、平成14年(2002)までは天然のトンネルとして使用されていた。越前海岸の強風と荒波の自然的特性を指し示す重要な構成要素である。</p>				
維持・保存する	<p>・現状を維持する。</p>				
写真					
位置図	 <p>位置図</p> <p>日本海</p> <p>凡例</p> <p> 今回選定を申出する範囲</p> <p> 保存対象</p> <p>0 50 100 m</p>				

No.	16	名称	とりにくい 鳥糞岩	所在地等	梨子ヶ平	所有者・管理者	福井県
概要・価値	約100mの大断崖。海鳥の棲息地となっている先端部が糞で白く見えるために名付けられた。断崖の上の台地に水仙畑が広がる。						
維持・保存する	・現状を維持する。						
写真							
位置図							

参考資料

< 目次 >

1. 自然公園法による行為の制限について..... 63
2. 景観法に基づく越前町景観計画による規制・誘導..... 65
3. 福井県屋外広告物条例による規制..... 75

1. 自然公園法による行為の制限について

1-1. 自然公園法とは

自然公園法とは、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として制定されている。

1-2. 自然公園内の行為の規制について

1) 区域の設定について

自然公園では目的に応じた公園計画を策定しており、その中で風致を維持するための区域を定めている。それぞれの区域の名称とその概要は表1に示すとおりである。

表1 区域の名称とその概要

区域の名称	概要
特別保護地区	景観を維持するために特に保護が必要な地域
第1種特別地域	特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護する必要がある地域
第2種特別地域	第1種、第3種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域
第3種特別地域	風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ない地域
普通地域	特別保護地区、特別地域及び海域公園地区に含まれない区域内であって公園区域外との緩衝ゾーンとしての役割を果たす地域
海域公園地区	魚類等の生物の多様性や海底地形、海上景観が特に優れている地域

2) 許可・届出が必要な行為の内容について

各区域内での行為は許可や届出の制度を設けている。通常、普通地域では届出書の提出、その他の地域は許可が必要となる。手続きが必要な行為の例は表 2、3 のとおりである。

表 2 許可が必要な行為の例

①工作物の新增改築	⑥土石等の集積
②木竹の伐採	⑦水面の埋め立て、干拓
③鉱物の掘採、土石の採取	⑧土地の開墾、土地の形状変更
④河川、湖沼等の水位や水量の増減	⑨環境大臣が指定する植物を採取等
⑤広告物の設置	⑩屋根、壁面等の色彩を変更すること など

表 3 届出が必要な行為の例

①基準を超える規模の工作物の新增改築
②特別地域内の河川、湖沼等の水位や水量の増減
③広告物の設置
④水面の埋め立て、干拓
⑤鉱物の掘採、土石の採取
⑥土地の形状変更
⑦特別地域内での非常災害応急対応
⑧特別地域内での木竹の植栽 など

3) 規制内容について

原則として特別保護地区や第 1 種特別地域での改変は避けるものとし、その他の区域については区域の種類により規制の基準が異なる。

規制内容の考え方は景観を保護する観点と生物多様性及び環境を保全する観点から決められており、主な項目の例は表 4 に示すとおりである。なお、行為の目的などにより規制の基準が変わるため、詳細は自然公園法、自然公園法施行規則をご確認いただくか、担当部局（令和元年度時点、福井県安全環境部自然環境課）にご相談いただきたい。

表 4 主な規制項目（行為の内容や目的によって該当項目は変わる）

<p>【景観の保護の観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展望地からの展望や眺望 ・色彩や形態 ・道路や周辺境界からの離隔 ・建築物の規模等 ・工作物の規模等 <p>【生物多様性・環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希少な動植物の生息 ・もしくはそういった場所でやむを得ず改変する場合の環境配慮* ・支障木の伐採 ・土地の改変面積 ・改変場所の緑化計画 ・施工中の濁水防止対策 ・必要に応じた撤去計画

※行為の内容や規模によって環境調査を行う必要がある。

2. 景観法に基づく越前町景観計画による規制・誘導

2-1. 届出対象行為

越前町景観計画では、町全域を景観計画区域に定めており、次の行為を届出対象としている。

1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

届出の対象となる行為		届出の対象から除外する行為
新築	<ul style="list-style-type: none"> 延べ面積が <u>300㎡</u> を超えるもの 地盤面からの高さが <u>10m</u> を超えるもの 深夜(0時～4時)において、<u>恒常的に照明を点灯するもの</u> (防犯上必要なものを除く) 土地利用目的が一体と認められる、若しくは用途上又は形態上不可分の関係にある2以上の建築物については、当該延べ面積の合計が <u>300㎡</u> を超えるもの 	⇒二階建て以下の木造の戸建て住宅 ^{※2} のとき
増築、改築又は移転	<ul style="list-style-type: none"> 増築にあつては、既存建築物との延べ面積の合計が <u>300㎡</u> を超えるもの 増築又は改築により新たに地盤面からの高さが <u>10m</u> を超えるもの 	⇒二階建て以下の木造の戸建て住宅 ^{※2} で、原則として既存の建築物と同種の構造のとき ⇒行為部分の床面積が 10㎡以下かつ行為後の建築物の高さが 5m以下のとき
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> 上記の届出対象の建築物の外観の過半(建築物の屋根面の1/2を超えるもの又は外壁の見付面積^{※1}の1/4を超えるもの)を変更するもの 	⇒二階建て以下の木造の戸建て住宅 ^{※2} のとき ⇒行為部分の面積が 10㎡以下のとき

※1 見付面積：けた方向又は、はり間方向に対する垂直投影面積をいいます。

※2 店舗併用住宅の場合は、届出の対象となります。

2) 工作物の新設、増設、改設若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

【届出等の対象となる工作物の例(道路附帯施設(道路標識、街路灯など)は、工作物に含まれません)】

① 煙突、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱 その他これらに類するもの	⑦ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類する製造施設
② 彫像その他これらに類するもの(ただし、芸術作品展など一時的に設置するものを除く。)	⑧ 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設
③ 記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等	⑨ 汚水又は廃水処理する施設、ごみ焼却施設
④ 垣(生け垣を除く)、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	⑩ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)
⑤ 観光用施設に設けるエレベーター、エスカレーター	⑪ 太陽光発電設備等
⑥ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーランド、観覧車、飛行塔その他これらに類する遊戯施設	

届出の対象となる行為	届出の対象から除外する行為
プラント類 ^{※1} その他これらに類するもの <ul style="list-style-type: none"> 築造面積が <u>300㎡</u> を超えるもの。(増設又は改設により新たに築造面積が 300㎡ を超えるものを含む。) 地盤面からの高さが <u>10m</u> を超えるもの(当該工作物が建築物と一体になって設置される場合は、当該建築物との合計の高さ/増設又は改設により新たに高さが 10m を超えるものを含む。) 深夜(0時～4時)において、<u>恒常的に照明を点灯するもの</u> (防犯上必要なものを除く) 	⇒増設、改設又は移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為後の工作物の高さが 5m以下のとき

届出の対象となる行為	届出の対象から除外する行為
太陽光発電設備等※2	⇒増設、改設又は移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、地盤面からの高さ1.5m以下、かつモジュール面積10㎡以下のとき
煙突、柱類その他これらに類するもの	⇒電柱
電気供給、電気通信等の用途に供するもの	
風力発電設備	
塀・柵類その他これらに類するもの (生垣は、工作物から除く)	⇒増設、改設又は移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、長さが10m以下のとき
修繕、模様替又は色彩の変更	・上記の届出対象の工作物の外観の過半を変更するもの

※1 プラント類：生産設備の類。大型機械などをいいます。

※2 太陽光発電設備等：建築物の屋根、屋上等に後から設置するものは、「建築物」の「外観変更」に該当します。

※3 モジュール：太陽電池モジュール・ソーラーパネルのことをいいます。

3) 開発行為（都市計画法第4条第12項）

届出の対象となる行為
<ul style="list-style-type: none"> ・面積が1,000㎡を超えるもの ・当該行為に伴い高さが1.5mを超え、かつ、延長が30mを超える法面又は擁壁を生じるもの

4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採取その他の土地の形質変更

届出の対象となる行為
<ul style="list-style-type: none"> ・面積が1,000㎡を超えるもの ・当該行為に伴い高さが1.5mを超え、かつ、延長が30mを超える法面又は擁壁を生じるもの

5) 樹木・竹の伐採（木竹の伐採）

届出の対象となる行為	届出の対象から除外する行為
<ul style="list-style-type: none"> ・当該行為に係る区域の面積が1,000㎡を超える樹木や竹の伐採 ・景観に配慮が必要な地区では、沿道から望見できる箇所に植栽された高さが6mを超える樹木や竹の伐採 ・高さが10mを超える樹木や竹の伐採 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒非常災害時で、応急措置が必要として行う樹木や竹の伐採 ⇒通常の管理行為、軽易な行為その他の行為 ⇒地域で伝統的に行われている祭礼等のために必要な樹木や竹の伐採

【通常の管理行為、軽易な行為その他の行為の例（景観法第16条第7項第1号）】

- ・除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
- ・枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ・自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- ・仮植した木竹の伐採
- ・測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- ・農業、林業又は漁業を営むために行う木竹の伐採（ただし森林の皆伐を除く）等

6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

届出の対象となる行為
<ul style="list-style-type: none"> ・地盤面からの高さが <u>3m</u> を超えるもの又は使用面積が <u>1,000 m²</u> を超えるもので農林漁業を営む以外に行う行為又は当該行為の期間が 30 日を超えるもの

7) 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明（特定照明）の新設、移設及び改設並びに色彩等の照明方式の変更

届出の対象となる行為
<ul style="list-style-type: none"> ・届出の対象となる建築物及び工作物の形態・意匠を演出するために、その外観に対して行う照明で、期間が <u>60 日</u> を超えるもの ・道路等の公共空間から容易に見える位置にある歴史・文化的に価値の高い建築物その他これに類する工作物又は物件の形態・意匠を演出するために、その外観に対して行う照明で、期間が <u>60 日</u> を超えるもの

【届出不要の照明の例】

- ・建築物その他の工作物又は物件の外観について行うものではないイルミネーションやプロジェクションマッピング、照明を伴う飾り等（「屋外広告物」として「福井県屋外広告物条例」に基づく許可の申請が必要な場合があります）
- ・戸建て住宅及び当該住宅の敷地内における、営利を目的としない自家用の照明に類するもの

2-2. 景観形成基準

景観計画区域において届出の対象となる建築物の新築等、工作物の新設等及びその他の行為に関する景観形成基準は、次のとおりである。

1) 建築物・工作物

対象	景観形成基準	景観推奨基準
共通基準	<ul style="list-style-type: none"> ◆建築等の行為を行おうとする場所の景観類型や、地区・地形の特性、周辺の土地利用や地域のまちづくりの方向を踏まえ、将来の望ましい地区景観を先導する役割を担う形態や意匠とすること。 ◆本町の良好な景観は、現在及び将来にわたる住民共通の資産であるという認識のもと、建築物等の形態や意匠、色彩、素材などに十分配慮し、周辺景観との調和を図ること。 ◆行為を行う場所の周辺（近景※）だけでなく、展望台や洋上、主要な道路や公園等からの、中景※・遠景※の良好な眺望景観の維持・保全に配慮すること。 	

※ 近景・中景・遠景：近景は視点場からおよそ 400m 以内、中景はおよそ 2.5km 以内、遠景はそれ以遠を対象とする景観をいいます。

(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転

対象		景観形成基準	景観推奨基準
敷地内における位置（配置）		<p>○隣接する道路や周辺の公園、広場等から眺望できる海や山、広がりのある農地など、周辺の良好な景観への見通しを確保できる配置とする。</p> <p>○敷地に余裕がある場合は、周囲のまちなみや通りを行く人に圧迫感や威圧感を与えないよう、沿道に面した敷地境界からできるだけ後退し、ゆとりを持たせた配置とするとともに、後退した敷地の沿道に面した部分には、積極的に修景・緑化を施す。</p> <p>○劔神社の門前など、壁面の位置がそろっている個所では、隣接する建築物等と壁面の位置をそろえるなど、家並みの連続性に配慮した配置とする。</p> <p>道路に面して駐車スペースを設ける場合など、壁面の位置をそろえることが難しい場合は、道路境界部周辺の舗装を工夫したり、植栽、塀等に修景を施すなど、周辺の景観に配慮する。</p>	<p>◎沿道に面して広い間口を有する建築物等については、ゆとりある道路空間の創出のため、原則として敷地境界から2m以上後退させる。</p> <p>やむを得ず、2m以上後退できない場合は、沿道の建築物の高さ（H）と、前面の空間の幅（D）との比が、1以上となるよう、できるだけ後退させるとともに、後退した敷地について積極的に修景・緑化を施し、良好な景観の形成に努める。</p>
外観	高さ	○周辺の建築物等の高さから突出しない、調和のとれた高さとする。	<p>◎主要道路等の公共空間から、背景となる樹林地の樹冠や山並みのラインへの眺望を妨げない高さとする。</p> <p>◎海岸沿いの地域では、洋上からの眺望に配慮する。</p>
	形態・意匠	<p>○周辺に恵まれた自然環境が残る地域や、伝統的な様式の建築物が残る地域では、勾配屋根とするなど、周辺と調和する形態とする。</p> <p>○威圧感や圧迫感を感じさせない、周辺環境と調和したまとまりのある意匠（デザイン）とする。</p> <p>○海岸沿いの地域では、洋上からの眺望に配慮した形態・意匠とする。</p> <p>○前面の道路の幅員が狭く、沿道から棟の高さが確認しづらい箇所では、歩行者の視線を意識し、軒や庇の出や高さに統一感を持たせる。</p>	<p>◎建築物の正面や1階部分のデザインに特に留意し、表情豊かな、景観の質を高めることのできる意匠を工夫する。</p> <p>◎「伝統的民家群保存活用推進地区（福井県）」など、周辺に伝統的な様式の建築物がある箇所では、切妻^{※1}の勾配屋根や白漆喰の真壁^{※2}などの、周辺に古くからある建築物等の意匠を活かす。</p> <p>◎劔神社の門前など、平入^{※3}の家並みが連続している個所では、隣接する建築物等と軒の向きや出をそろえるなど、家並みの連続性に配慮した意匠とする。</p>
	壁面	○長大な壁面はできるだけ避け、分節したり、陰影をつけるなど、外壁や開口部等の意匠を工夫することで、周囲に圧迫感を与えないよう配慮する。	

※1 切妻：屋根形状の一例。屋根の最頂部である棟から地上に向かって二つの傾斜面が山形の形状をした屋根のことをいいます。

※2 真壁：古くから日本の建築に用いられてきた壁のつくりで、柱や梁などの建物の軸組が表面に見える壁のことをいいます。

※3 平入：屋根の面に対して、水平の壁に入り口を持つもの。対して、屋根の面からみて、横の壁に入り口を持つものを「妻入」といいます。

対象		景観形成基準	景観推奨基準																		
外観	色彩	<p>○周辺環境との調和に配慮し、落ち着いた色彩を用いる。</p> <p>○彩度の高い色彩を用いる場合は、外壁、屋根等の見付面積^{※1}の1/10以下とする。</p> <p>○けばけばしい色彩の組み合わせを避けるとともに、使用する色数を減らし、バランスのよい色の組み合わせや使い方を工夫する。</p> <p>【高彩度の色彩の例】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R・YR・Y (赤・橙・黄色系) の色相</td> <td>—</td> <td>7以上</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>—</td> <td>5以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>*色彩については、マンセル表色系を用いて数値基準を定めるものとする(JISZ8721)。</p> <p>*ただし、木材、石材等の自然素材を使用する場合はこの限りではありません。また、宮崎地区のハナミズキ通り沿道など、「炎をくぐった土の色」を用いた建築物等が周辺にある場合は、周辺環境や「炎をくぐった土の色」と調和のとれた色彩を用いることができます。</p> <p>*タイル、レンガ、石板などは、自然素材に近い色合いや質感を演出できる素材ですが、製品により幅があり、上記の色彩基準に配慮する必要があります。</p> <p>○太陽光発電設備のパネル等は、黒又は濃紺若しくは低彩度・低明度の色彩とする。</p> <p>*ただし、パネルが設置される屋根や壁面と調和すると認められる場合は、この限りではありません。</p>	色相	明度	彩度	R・YR・Y (赤・橙・黄色系) の色相	—	7以上	上記以外	—	5以上	<p>◎地域において伝統的に用いられてきた色彩を意識すること。</p> <p>◎外壁の基調となる色は、できる限り以下の推奨色を用いる。</p> <p>【推奨色】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R・YR・Y (赤・橙・黄色系) の色相</td> <td>3以上 6以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>炎をくぐった土の色 (宮崎地区のハナミズキ通り沿道に限る)</p> <p>*色彩については、マンセル表色系を用いて数値基準を定めるものとする(JISZ8721)。</p>  <p>宮崎地区のハナミズキ通りで多用されている「炎をくぐった土の色」</p> <p>◎太陽光発電設備のパネル等の色は彩度2以下とする。</p> <p>◎太陽光発電設備等の付属設備についても、できる限り周辺景観と調和した色彩を用いる。</p>	色相	明度	彩度	R・YR・Y (赤・橙・黄色系) の色相	3以上 6以下	4以下	無彩色		—
	色相	明度	彩度																		
R・YR・Y (赤・橙・黄色系) の色相	—	7以上																			
上記以外	—	5以上																			
色相	明度	彩度																			
R・YR・Y (赤・橙・黄色系) の色相	3以上 6以下	4以下																			
無彩色		—																			
素材	<p>○汚れやすい素材や退色しやすい素材を避け、自然素材など、耐久性があり、年月の積み重ねの中で味わいや風格が増す素材の使用に努める。</p> <p>○冷たさを感じさせる素材、反射光のある素材、蛍光の素材など、周囲の自然景観から際立って見える^{※2}素材の使用は必要最小限とし、使用する位置や量等に十分配慮する。</p> <p>○太陽光発電設備等のパネルは、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。</p>	<p>◎自然景観に恵まれた地域や周辺に伝統的建築物等が残る地域などにおいては、なるべく周辺の伝統的な様式の建物と同様に木材、土、ヨシ、石などの自然素材を用いる。</p> <p>◎眺望の対象となる集落等では、できるだけ勾配のある銀ねず色の越前瓦葺とする。</p> <p>◎宮崎地区では、ハナミズキ通り沿道の既存の公共施設等に用いられた陶板を推奨素材とする。</p>  <p>勾配のある銀ねず色の越前瓦葺とした建物</p>																			

※1 見付面積：けた方向又は、はり間方向に対する垂直投影面積のことをいいます。

※2 際立って見える：周囲のものとはっきりした違いがあって、ひときわ目立って見えることをいいます。

対象		景観形成基準	景観推奨基準
外観	付帯設備 電設備・給水設備 室外機・外付け階段・太陽光発電	<ul style="list-style-type: none"> ○給水設備やアンテナ、太陽光発電設備など、屋上に設ける設備は、道路等の公共空間からできるだけ見えにくい位置に設置する。やむを得ず見える位置に設置する場合は、目隠し等により、できるだけ遮へいする。 ○エアコンの室外機や外付け階段、配管等、壁面に設ける設備は、建築物本体と一体的に感じられるデザインとする。これが困難な場合は、目隠し等により、できるだけ遮へいするなど、周辺の景観との調和に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎エアコンの室外機等については、目隠し等により、できるだけ遮へいする。 ◎集合住宅等の物干し場は、主な道路等から干し物が見えにくくなるような配置や構造とする。
外構	駐車場・屋外付属設備等	<ul style="list-style-type: none"> ○駐車場や車庫、自転車置き場、倉庫、設備機械室、ごみ集積所等の屋外付属施設は、原則として道路等の公共空間から見えにくい位置に設ける。 これが困難な場合は、その周囲の緑化や修景、目隠し等により、周辺の景観との調和に配慮する。 ○やむを得ず沿道から見える位置に車庫やカーポート等の設備を設ける場合は、周辺のまちなみとの調和や連続性に配慮した壁面の位置とし、色彩や素材を工夫するとともに、舗装材の選択や周辺の緑化等により、景観的な演出をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎宮崎地区のごみ集積所など、地区全体で設備のデザインを統一している場合は、原則としてそのデザインを踏襲する。  <p>地区全体でデザインが統一されている宮崎地区のごみ集積所</p>
	門柱や塀、門扉	<ul style="list-style-type: none"> ○外柵や塀、門柱・門扉は、建築物本体と調和するよう、その配置や形態・色彩を工夫するとともに、周辺の集落と調和するよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎周辺に伝統的建築物等が残る地域などにおいては、周辺の伝統的な様式の建物との調和に配慮した形態・意匠・色彩とするとともに、木材、土、ヨシ、石などの自然素材を用いる。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地内のオープンスペースや建築物の前面等は、緑化や花きによる修景を施す。特に道路等の公共空間に面した箇所については、建築物、敷地の規模、道路等の公共空間からの見え方に配慮しながら、より積極的に緑化する。 ○緑化にあたっては、敷地内の建築物等の規模や周辺の景観との調和に配慮するとともに、修景・遮へいなど、その目的に即した配置、樹高とする。 ○周辺植生と調和した樹種を選択する。 ○敷地内の樹木等は、適切に管理すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎緑化は、通りを行く人から目につきやすい道路等の公共空間に面した箇所を中心に行うものとし、敷地の20%以上の緑化スペースを設け、緑視率の向上に努める。 ◎敷地内に大径木や樹林等がある場合は、できるだけ保存し、この活用に努める。
照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ○不快感を与える過度な点滅照明や、サーチライトや投光器等による光漏れなど過剰な演出照明をできる限り避ける。 ○暖かみや落ち着きのある光源の使用や、周辺景観に合った夜間景観の演出効果が高い照明方法に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎市街地では、エントランス周辺に灯りを確保するなど、夜間における快適な都市景観の演出に努める。 	

対象	景観形成基準	景観推奨基準
屋外広告物	<p>○建物に付帯する広告物（屋上広告、突出広告、壁面広告等）を設置する場合は、建物と一体感を持たせるデザインにし、広告物全体の数や表示面積を減らすように努める。</p> <p>○広告物はできるだけ壁面に設置し、屋上・屋根看板は設置しないよう配慮する。</p> <p>○「福井県屋外広告景観ガイドライン」を参考に設置すること。</p>	<p>◎広告物を設置する場合は、背景となる山並みや田園・集落などが作り出す良好な景観との調和に配慮した高さ、表示面積、設置位置とするとともに、同一敷地への複数の広告物設置はできるだけ避け、集約化するなど、必要最低限の数、表示面積となるように努める。</p> <p>◎広告物に用いる色彩は、地色*に彩度の低い色を用いるなど、周辺の景観との調和に配慮するとともに、市街地では、まちのにぎわいや楽しさを演出する要素となるよう努める。</p>

※ 地色：下地の色のことをいいます。

(2) 建築物等の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

景観形成基準
<p>◎建築物等の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替については、それぞれ該当する建築物に係る形態、意匠、色彩及び素材に関する基準に配慮します。</p> <p>◎建築物等の色彩の変更については、それぞれ該当する建築物に係る色彩に関する基準に配慮します。</p>

(3) 工作物の新設、増設、改設若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

① プラント類その他これらに類するもの

<ul style="list-style-type: none"> ・ 記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等 ・ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 ・ 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設 ・ 汚水又は廃水を処理する施設、ごみ焼却施設 ・ 観光用施設に設けるエレベーター、エスカレーター ・ 彫像その他これらに類するもの（ただし、芸術作品展など一時的に設置するものを除く。） ・ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーランド、観覧車、飛行塔その他これらに類する遊戯施設 等
--

対象	景観形成基準	景観推奨基準
敷地内における位置（配置）	<p>○隣接する道路や周辺の公園、広場等から眺望できる海や山、広がりのある農地など、周辺の良好な景観への見通しを確保できる配置とする。</p> <p>○敷地に余裕がある場合は、周囲のまちなみや通りを行く人に圧迫感や威圧感を与えないよう、沿道に面した敷地境界からできるだけ後退し、ゆとりを持たせた配置とするとともに、後退した敷地の沿道に面した部分には、積極的に修景・緑化を施す。</p>	<p>◎ゆとりある道路空間の創出のため、原則として敷地境界から2m以上後退させる。</p> <p>やむを得ず、2m以上後退できない場合は、できるだけ後退させるとともに、後退した敷地について積極的に修景・緑化を施し、良好な景観の形成に努める。</p>

対象		景観形成基準	景観推奨基準									
外観	高さ	○周辺の建築物等の高さから突出しない、調和のとれた高さとする。	◎主要道路等の公共空間から、背景となる樹林地の樹冠や山並みのラインへの眺望を妨げない高さとする。 ◎海岸沿いの地域では、洋上からの眺望に配慮する。									
	形態・意匠	○周辺に恵まれた自然環境が残る地域や、伝統的な様式の建築物が残る地域では、周辺と調和する形態とする。 ○威圧感や圧迫感を感じさせない、周辺環境と調和したまとまりのある意匠（デザイン）とする。 ○海岸沿いの地域では、洋上からの眺望に配慮した形態・意匠とする。	◎景観の質を高めることのできる意匠を工夫する。									
	色彩	○法令で定められたもの以外の色は、周辺環境との調和に配慮し、落ち着いた色彩を用いる。 ただし、外観のアクセント色として着色される部分の色彩についてはその限りではない。 ○けばけばしい色彩の組み合わせを避けるとともに、使用する色数を減らし、バランスのよい色の組み合わせや使い方を工夫する。	◎地域において伝統的に用いられてきた色彩を意識すること。 ◎外観の基調となる色は、できる限り以下の推奨色を用いる。 【推奨色】 <table border="1" data-bbox="938 788 1350 949"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R・YR・Y (赤・橙・黄色系)の色相</td> <td>3以上 6以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	R・YR・Y (赤・橙・黄色系)の色相	3以上 6以下	4以下	無彩色		—
	色相	明度	彩度									
	R・YR・Y (赤・橙・黄色系)の色相	3以上 6以下	4以下									
無彩色		—										
外壁に付帯する設備	○配管等、外壁に設ける設備は、できるだけ露出させないよう配慮する。やむを得ず見える位置に設置する場合は、工作物本体と一体的に感じられるデザインとする。これが困難な場合は、目隠し等により、できるだけ遮へいするなど、周辺の景観との調和に配慮する。											
素材	○汚れやすい素材や退色しやすい素材を避け、自然素材など、耐久性があり、年月の積み重ねの中で味わいや風格が増す素材の使用に努める。 ○冷たさを感じさせる素材、反射光のある素材、蛍光の素材など、周囲の自然景観から際立って見える*素材の使用は必要最小限とし、使用する位置や量等に十分配慮する。											
外構	緑化	○敷地内のオープンスペースや工作物の前面等は、緑化や花きによる修景を施す。特に道路等の公共空間に面した箇所については、工作物や敷地の規模、道路などの公共空間からの見え方に配慮しながら、より積極的に緑化する。 ○緑化にあたっては、周辺植生と調和した樹種を選択する。 ○敷地内の樹木等は、適切に管理すること。	◎緑化は、通りを行く人から目につきやすい道路等の公共空間に面した箇所を中心に行うものとし、敷地の20%以上の緑化スペースを設け、緑視率の向上に努める。 ◎緑化は、できるだけ中高木を用いて行う。 ◎敷地内に大径木や樹林等がある場合は、できるだけ保存し、この活用に努める。									
	その他	○工作物の新設、増設、改設若しくは移転等に関わる駐車場・屋外付属設備等、外柵や塀、門柱・門扉については、建築物の基準を確認すること。										

※ 際立って見える：周囲のものとはっきりした違いがあつて、ひときわ目立って見えることをいいます。

② 太陽光発電設備等

景観形成基準	景観推奨基準
<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光パネルや架台が道路等の公共空間から望見できないよう、設置する位置に配慮するとともに、植栽や板塀等による遮へい措置を講じるなど、周辺景観との調和を図る。 ○太陽光発電設備のパネル等は、黒又は濃紺若しくは低彩度・低明度の色彩とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎太陽光発電設備のパネル等の色は彩度2以下とする。 ◎太陽光発電設備等の付属設備についても、できる限り周辺景観と調和した色彩を用いる。

③ 煙突、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）

景観形成基準	景観推奨基準
<ul style="list-style-type: none"> ○置場所及び高さは眺望景観の妨げにならないよう配慮する。 ○歴史的建築物や文化財など重要な景観資源の周辺での設置はできる限り避ける。 ○できる限りすっきりとした形態・意匠とし、落ち着いた色彩を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎山稜の近傍にある鉄塔は、稜線を乱さないよう、尾根からできる限り低い位置とする。 ◎携帯電話の基地局等の鉄塔の形状は、原則として鋼管柱（シリンダータイプ）又はコンクリート柱とする。 ◎色彩は、周辺の景観に調和しやすい景観色[※]とし、背景となる色彩や季節による周辺の色の変化を考慮して色調を決める。 ◎地上設備は、露出しないよう、縦格子の景観色のフェンスで囲む。

※ 景観色：「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン（国土交通省）」で推奨されている、一般的な我が国の街並みや自然等で基調となっているYR系を中心とした色彩をいいます。

基本とする色の名称	ダークブラウン〔こげ茶〕	グレーベージュ〔薄灰茶色〕	ダークグレー〔濃灰色〕
標準マンセル値	10Y R 2.0/1.0 程度	10Y R 6.0/1.0 程度	10Y R 3.0/0.2 程度

④ 風力発電設備等

景観形成基準	景観推奨基準
<ul style="list-style-type: none"> ○地域の良好な景観資源への近接を避けるとともに、展望地等[※]からの眺望への影響を極力回避・低減する。 ○海岸沿いの地域では、地形からの突出を避け、洋上からの眺望に配慮する。 ○複数設置する場合は、法則性を持たせ、まとまりのある配置とする。 ○設備（支柱・ブレードなど）の色彩は、周辺の景観と調和するものを使用する。 ○設備の周辺の樹木の伐採、造成などの範囲は必要最小限とし、地形改変を極力避ける。 ○付帯設備は、周辺景観と調和した位置・配置、規模及び形態意匠とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎文化財や景観重要樹木・景観重要建造物をはじめ、地域の歴史的・文化的な景観資源への近接・直接的な設置を避ける。 特に越前岬灯台の周辺など、眺望の対象であるとともに、視点場となる景観資源の周辺への設置を避ける。 ◎主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、山並みや海岸線等への景観を阻害しないよう配慮するとともに、ランドマークとなる景観資源等への見通し・眺望景観に配慮する。 ◎保安上のフェンスは周辺環境と調和した色彩や材料を用いる。 ◎敷地内は可能な限り緑化を行う。 ◎環境省が策定した「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン（平成25年3月）」における眺望景観への影響を回避する工夫を参考とする。

※ 展望地等：展望台や良好な眺望景観の視点場となる公園、道路等をいいます。

⑤ 垣（生け垣を除く。）、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの

景観形成基準	景観推奨基準
<ul style="list-style-type: none"> ○垣、外柵や塀、門柱・門扉は、建築物本体と調和するよう、その配置や形態・色彩を工夫するとともに、周辺の集落と調和するよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎周辺に伝統的建築物等が残る地域などにおいては、周辺の伝統的な様式の建物との調和に配慮した形態・意匠・色彩とするとともに、木材、土、ヨシ、石などの自然素材を用いる。

(4) 工作物の修繕、模様替又は色彩の変更

景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ○工作物の修繕若しくは模様替については、それぞれ該当する工作物等に係る形態、意匠、色彩及び素材に関する基準に配慮する。 ○工作物の色彩の変更については、それぞれ該当する工作物等に係る色彩に関する基準に配慮する。

2) 開発行為及び土砂又は砂利の採取

(土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更)

(1) 形質変更全般

景観形成基準	景観推奨基準
<ul style="list-style-type: none"> ○良好な景観を形成している樹木、河川等を保全し修景に活用するように努める。 ○地形の改変をできる限り少なくし、従来の地形を活かすように努める。 ○海岸沿いの地域では、地形からの突出を避け、洋上からの眺望に配慮する。 ○長大な法面や擁壁が生じないように配慮すること。やむを得ず法面・擁壁が生じる場合は、垂直擁壁を避け、できる限り高さを低くし、緩やかな勾配とする。また、擁壁の表面は素材の特性を活かし、法面、擁壁周辺の緑化に努める。 ○宅地開発は、道路、公園、区画割り、宅地規模などにゆとりを持たせ、その場所の特性を活かすように配慮する。 ○調整池等の護岸は、周辺との調和を図るために、素材、植栽等を工夫するように努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎原則として古墳や歴史的な建造物の周辺では、開発行為や土地の形質の変更を避ける。

(2) 土取り

景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ○土石の採取、鉱物の掘採にあたっては、周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置や方法を工夫し、原則として、行為地周辺の緑化を行う。 ○採取後は、速やかに周辺の植生と調和した緑化等を行う。

3) 樹木・竹の伐採（木竹の伐採）

景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ○できる限り既存樹木を保全・活用する。 ○伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じる。

4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

景観形成基準	景観推奨基準
<ul style="list-style-type: none"> ○道路や公園等の公共空間から望見できる範囲への設置を避ける。 ○周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑える。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎堆積物が道路等の公共空間から見えないよう、敷地周囲の緑化や塀や柵を設置するなど、遮へいする。

5) 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明（特定照明）

景観形成基準	景観推奨基準
<ul style="list-style-type: none"> ○不快感を与える過度な点滅照明や、サーチライトや投光器等による光漏れなど過剰な演出照明を避ける。 ○暖かみや落ち着いたある光源の使用や、周辺景観に合った夜間景観の演出効果が高い照明方法に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎市街地では、エントランス周辺に灯りを確保するなど、夜間における快適な都市景観の演出に努める。

3. 福井県屋外広告物条例による規制

計画対象範囲は、重要文化的景観選定後に全域が福井県屋外広告物条例の第1種禁止地域となり、広告物の表示（設置）は、一定面積より小さい自家用広告物などを除いて原則禁止される。広告物を表示（設置）する場合は、許可申請書を提出し許可を受けなければならない。

表5 福井県屋外広告物条例の第1種禁止地域における許可基準

規制対象行為		許可基準	
		個別基準	総量規制
自家用 広告物	屋上広告	・表示（設置）しないこと	1 敷地 10 m ² 以下
	壁面広告	・1つの壁面における表示面積の合計が次のとおりであること [当該壁面面積：100 m ² 以内] ・当該壁面の面積の1/2以内かつ20 m ² 以内 [当該壁面面積：100 m ² 超] ・当該壁面の面積の1/5以内 ・壁面の端から突出しないこと ・取り付けられる壁面の窓その他の開口部を閉鎖しないこと ・建物の塔屋等の壁面には表示（設置）しないこと	
	広告板、広告塔	・高さ3m以下	
	突出広告	・道路の敷地への突出し1m以下 ・壁面の上端から突出しないこと	
	はり札、立看板、のぼり	・表示面の縦の長さ2m以下、横の長さ1m以下 ・高さ3m以下 ・相互間距離は、いずれか高い方の高さの2倍以上	
案内広告物		設置不可	
一般広告物		設置不可	

越前海岸の水仙畑 上岬の文化的景観
保存活用計画

令和2年7月

編集・発行 越前町 地域創生室
福井県丹生郡越前町西田中 13-5-1
編集・協力 株式会社 日本海コンサルタント

※表紙のタイトル上の写真は、一般社団法人 越前町観光連盟より提供